

平成20年4月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第25832号 損害賠償等請求事件

平成19年(ワ)第2665号 反訴(損害賠償)請求事件

口頭弁論終結日 平成20年2月19日

判 決

東京都港区六本木六丁目8番10号

本訴原告(反訴被告) オ リ コ ン 株 式 会 社
同代表者代表取締役 小 池 恒
同訴訟代理人弁護士 別紙1の1原告訴訟代理人目録記載のとおり

本訴被告(反訴原告) 烏 賀 陽 弘 道
同訴訟代理人弁護士 別紙1の2被告訴訟代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本訴被告(反訴原告)は、本訴原告(反訴被告)に対し、100万円及びこれに対する平成18年3月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 本訴原告(反訴被告)のその余の本訴請求をいずれも棄却する。
- 3 本訴被告(反訴原告)の反訴請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴とも、これを6分し、その5を本訴原告(反訴被告)の負担とし、その余を本訴被告(反訴原告)の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 本訴事件

(1) 請求の趣旨

ア 本訴被告(反訴原告)(以下、単に「被告」という。)は、本訴原告

(反訴被告) (以下, 単に「原告」という。) に対し, 5000万円及びこれに対する平成18年3月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告は, 原告に対し, 別紙2の1記載のと通りの謝罪広告を, 同2の2記載の要領により, 株式会社インフォバーン発行の雑誌「サイゾー」に1回掲載せよ。

ウ 訴訟費用は被告の負担とする。

エ 上記アにつき仮執行宣言

(2) 請求の趣旨に対する答弁

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

2 反訴事件

(1) 請求の趣旨

ア 原告は, 被告に対し, 1100万円及びこれに対する平成18年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 原告は, 被告に対し, 原告のホームページである「oricon STYLE」 (<http://www.oricon.co.jp/>) (以下「原告ホームページ1」という。) に掲載された別紙3の1(1)ないし(3)記載の各記事をいずれも削除せよ。

ウ 原告は, 被告に対し, 別紙4の1記載のと通りの謝罪広告を, 同4の2(1)記載の要領により, 原告のホームページである「oricon」 (<http://www.oricon.jp/>) (以下「原告ホームページ2」という。) 及び原告ホームページ1にそれぞれ1か月間掲載せよ。

エ 原告は, 被告に対し, 別紙4の1記載のと通りの謝罪広告を, 同4の2(2)記載の要領により, 原告発行の雑誌「ORIGINAL CONFIDENCE」に1回掲載せよ。

オ 訴訟費用は原告の負担とする。

カ 仮執行宣言

(2) 請求の趣旨に対する答弁

ア 被告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 当事者の主張等

(事案の概要)

- 1 原告は、音楽市場調査等を事業とする株式会社であり、独自の調査に基づく音楽ヒットチャートを随時発表している。
被告は、ポピュラー音楽等の分野で評論活動を行っているジャーナリストであり、「Jポップとは何かー巨大化する音楽産業」(岩波新書、平成17年)等の著書を有する。
- 2 本訴事件は、株式会社インフォバーン発行の月刊誌「サイゾー」2006年4月号(以下「本件雑誌(サイゾー)」という。)に掲載された「ジャニーズは超VIP待遇!?事務所とオリコンの蜜月関係」と題する記事(以下「本件記事(サイゾー)」という。)の中に、別紙5の1記載の被告のコメントが掲載されたところ、その被告のコメントのうち別紙5の2記載の各コメント(以下、一括する場合には「本件コメント(サイゾー)」という。)が原告の名誉及び信用を毀損するものであるとして、原告が、被告に対し、不法行為に基づき、5000万円及びこれに対する不法行為の日である平成18年3月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払並びに謝罪広告を求めたのに対し、被告が、本件コメント(サイゾー)は原告の社会的評価を低下させるものではなく、また、そもそも被告が本件記事(サイゾー)に関する取材に応じたことと本件コメント(サイゾー)が本件記事(サイゾー)に掲載されそれにより原告の社会的評価を低下させたこととの間には相当因果関係がないと主張するとともに、抗弁として、本件コメント(サイゾー)は、公共の利害に関する事実に係り、その目的が公益を図るものであって、その摘

示事実が重要な部分において真実であるか又は被告において真実と信じるにつき相当の理由があったと主張して争った事案である。

なお、原告は、本件コメント（サイゾー）による名誉及び信用毀損（以下、単に「名誉毀損」という。）の他にも、株式会社朝日新聞社発行の週刊誌「AERA」2003年2月3日号（以下「本件雑誌（AERA）」という。）に掲載された別紙6の1記載の被告執筆に係る「オリコン独占去った後、チャートはどう読む？」と題する記事（以下「本件記事（AERA）」という。）のうち、別紙6の2記載の各文章（以下、一括する場合には「本件文章（AERA）」という。）が原告の名誉を毀損するものであることも、併せて主張している。

3 反訴事件は、原告の提起した本件本訴が被告の言論を抑圧する目的に出た著しく不相当なものであるとして、また、原告ホームページ1に掲載された別紙3の1(1)ないし(3)記載の各記事のうち別紙3の2記載の各文章が被告の名誉を毀損するものであるとして、被告が、原告に対し、上記違法提訴の不法行為に基づき1100万円及びこれに対する不法行為の日である平成18年11月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、また、上記名誉毀損の不法行為に基づき別紙3の1(1)ないし(3)記載の各記事の削除を求め、さらに、上記違法提訴の不法行為及び名誉毀損の不法行為に基づき謝罪広告を求めた事案である。

(当事者の主張)

1 本訴事件

(1) 請求原因

ア 本件コメント（サイゾー）による名誉毀損

（ア）本件雑誌（サイゾー）の発行

株式会社インフォバーン（以下「インフォバーン」という。）は、平成18年3月18日、本件雑誌（サイゾー）を発行した。

同雑誌には、本件記事（サイゾー）が掲載されており、その中には、被告による本件コメント（サイゾー）が掲載されている（以下、本件コメント（サイゾー）のうち、別紙5の2(1)記載のコメントを「本件コメント（サイゾー①）」、同(2)記載のコメントを「本件コメント（サイゾー②）」、同(3)記載のコメントを「本件コメント（サイゾー③）」という。）。

(イ) 社会的評価の低下

a 本件コメント（サイゾー①）

本件コメント（サイゾー①）は、「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている」との事実を摘示するものである。

一般読者の普通の注意と読み方でこのようなコメントを読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートの売上枚数には予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っているため、その統計学的な正確性、信用性が低いとの印象を受ける。

したがって、本件コメント（サイゾー①）は、原告の社会的評価を低下させる。

b 本件コメント（サイゾー②）

本件コメント（サイゾー②）は、「オリコンの数字はオリコン自身又はレコード会社によってある程度操作が可能である」との事実を摘示するものである。

一般読者の普通の注意と読み方でこのようなコメントを読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートは恣意的な操作が可能であるためその信用性が低いとの印象を受ける。

したがって、本件コメント（サイゾー②）は、原告の社会的評価を低下させる。

c 本件コメント（サイゾー③）

本件コメント（サイゾー③）は、「オリコンが発表している音楽ヒットチャートの分野において、普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前である」との事実、及び「オリコンは、『オリコン独自の統計手法だ』と言い張って、当該業界において同趣旨のチャートを公開している他社（すなわちサウンドスキャン）と比較して、その統計手法をほとんど明らかにしない不思議な団体である」との事実を摘示するものである。

一般読者の普通の注意と読み方でこのようなコメントを読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートが、新規参入の同業他社（すなわちサウンドスキャン）の音楽ヒットチャートに比し、その統計手法の公開性の点で劣っているとの印象を受ける。

したがって、本件コメント（サイゾー③）は、原告の社会的評価を低下させる。

(ウ) 被告が取材に応じたこととの間の因果関係

被告は、本件記事（サイゾー）の編集者が作成した本件コメント（サイゾー）の原案に自ら修正及び編集を加えた上、編集者との間で本件コメント（サイゾー）についての意見交換を行うなど、本件コメント（サイゾー）の作成に深く関与していたのであるから、本件コメント（サイゾー）が本件記事（サイゾー）に掲載されることに同意していた。

したがって、被告が本件記事に関する取材に応じたことと、本件コメント（サイゾー）が本件記事（サイゾー）に掲載されそれにより原告の社会的評価を低下させたこととの間には、相当因果関係が認められる。

イ 本件文章（AERA）による名誉毀損

(ア) 本件雑誌（AERA）の発行

株式会社朝日新聞社（以下「朝日新聞社」という。）は、平成15年1月、本件雑誌（AERA）を発行した。

同雑誌には、被告の執筆に係る本件記事（AERA）が掲載されており、その中には、本件文章（AERA）が掲載されている（以下、本件文章（AERA）のうち、別紙6の2(1)記載の文章を「本件文章（AERA①）」、同(2)記載の文章を「本件文章（AERA②）」という。）。

(イ) 社会的評価の低下

a 本件文章（AERA①）

本件文章（AERA①）は、「オリコンの数字はある程度操作ができる。レコード会社には、オリコンの雑誌上に広告を買ったりオリコンの集計先レコード店からCDを買い取るための『オリコン対策費』が存在する」との事実を摘示するものである。

一般読者の普通の注意と読み方でこのような文章を読んだ場合、読者は、原告がレコード会社の金銭的働きかけに応じてその音楽ヒットチャートを内部から操作し、また、外部からもレコード会社が原告の音楽ヒットチャートを操作しているため、原告の音楽ヒットチャートはその信用性が低いとの印象を受ける。

したがって、本件文章（AERA①）は、原告の社会的評価を低下させる。

b 本件文章（AERA②）

本件文章（AERA②）は、「POSデータを使用し不自然な集計結果を自動的に統計から除外するシステムを採用しているサウンドスキャンの集計方法と比較すると、POSデータを使用せずそのようなシステムを採用していないオリコンの音楽ヒットチャートには人為的操作の入り込むすき間がある、又はそのすき間の程度が顕著である」との事実を摘示するものである。

一般読者の普通の注意と読み方でこのような文章を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートの集計方法はサウンドスキャンのそれよりも人為的操作が入り込み易いためその信用性が低いとの印象を受ける。

したがって、本件文章（AERA②）は、原告の社会的評価を低下させる。

(ウ) 本件コメント（サイゾー）による名誉毀損（請求原因ア）との関係

本件コメント（サイゾー）と本件文章（AERA）は、それぞれ異なる雑誌に掲載されたものであるが、①その表現内容は、いずれも原告の音楽ヒットチャートの信用性に疑問を投げかけるものであって、被告の一貫した誤解に起因する同一のものといえる。また、②表現主体も、いずれも被告であって、同一である。また、③表現受領者も、いずれも不特定多数者であって、実質的に同一といえる。したがって、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損と本件文章（AERA）による名誉毀損をそれぞれ別個のものと評価するのは相当でなく、全体として一連かつ単一の名誉毀損行為と評価すべきである。

したがって、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損（請求原因ア）と本件文章（AERA）による名誉毀損（請求原因イ）は、一連かつ単一の不法行為として、1個の訴訟物を構成する。

ウ 損害

(ア) 原告は、他に先駆けて日本の音楽ヒットチャートを確立した信用力の高い老舗企業であり、原告の音楽ヒットチャートの順位が国内のポップス系楽曲の人気度をはかる第一の指標として広く受け入れられている。また、原告は、平成17年度の連結売上高56億9366万円、連結経常利益5億9020万円を挙げる企業であるところ、音楽ヒットチャートに関連する事業は原告の事業の中核を成している。また、近年、原告

は、音楽ヒットチャートの手法を音楽以外の分野にも応用する事業を開拓しつつあるから、本件コメント（サイゾー）及び本件文章（AERA）による名誉毀損行為は、原告の展開するこれらの事業にも悪影響を与える。

(イ) また、被告は、ポップス系音楽等の多分野で活発な評論活動を行っているジャーナリストであり、近年は、告発的ノンフィクションの書籍を相次いで上梓するとともに、関連する講演を多数行うなど、注目度及び社会的露出度の高い存在である。したがって、そのコメントの社会的影響力は大きい。

(ウ) これらの事情に照らせば、本件コメント（サイゾー）及び本件文章（AERA）による名誉毀損行為によって原告が被った損害は、5000万円を下らない。

エ 謝罪広告の必要性

上記ウ(ア)及び(イ)の各事情に照らせば、原告の名誉回復のためには金銭的賠償に加えて謝罪広告を命ずる必要がある。

オ 予備的請求原因

(ア) 仮に、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損と本件文章（AERA）による名誉毀損が一連かつ単一の不法行為と評価されず、それぞれ別個の訴訟物を構成するものと評価される場合には、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償請求権のみを訴訟物として設定し、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損の事実（請求原因ア）のみを請求原因（予備的請求原因）として主張する。

(イ) その場合であっても、原告が被った名誉毀損被害の内容及び程度は同一であるから、損害額は、請求原因ウと同様、5000万円を下らない。

(ウ) また、金銭的賠償に加えて謝罪広告を命ずる必要がある点も、請求原因エと同様である。

カ まとめ

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき、5000万円及びこれに対する不法行為の日である平成18年3月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払、並びに別紙2の1記載のとおり謝罪広告を同2の2記載の要領によりインフォバーン発行の雑誌「サイゾー」に1回掲載することを求める。

(2) 請求原因に対する認否

ア 請求原因ア（本件コメント（サイゾー）による名誉毀損）について

(ア) (ア)（本件雑誌（サイゾー）の発行及び本件コメント（サイゾー）の掲載）は認める。

(イ) (イ)（社会的評価の低下）について

a aは争う。本件コメント（サイゾー①）の第2文は、「カラ予約が入っている」との事実を摘示したものではなく、「カラ予約が入っている可能性が高い」との論評を示したものに過ぎない。本件コメント（サイゾー①）において摘示された事実は第1文の「オリコンは予約枚数もカウントに入れている」との事実のみである。

また、その論評及び摘示事実は、いずれも、本件記事（サイゾー）の他の部分と無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させるものではない。

b bは争う。本件コメント（サイゾー②）は、「オリコンの数字はある程度操作が可能」という可能性を指摘したものに過ぎず、論評にあたる。

あるいは、本件コメント（サイゾー②）は、「レコード会社員が『オリコンの数字はある程度操作が可能である』と言っていた」との事実を摘示したものに過ぎない。被告自身が「オリコンの数字はある程度操作が可能である」と述べたわけではない。

あるいは、本件コメント（サイゾー②）は、「オリコンの数字はレコード会社によってある程度操作が可能である」との事実を摘示したものに過ぎない。操作の主体はレコード会社であってオリコン自身ではない。

また、これらの論評又は摘示事実は、いずれも、本件記事（サイゾー）の他の部分と無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させるものではない。

c cは争う。本件コメント（サイゾー③）は、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との論評を示したものに過ぎない。

また、この論評は、本件記事（サイゾー）の他の部分と無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させるものではない。

(ウ) (ウ) (因果関係) は争う。

一般に、新聞、雑誌等の記事による名誉毀損があった場合において、安易に情報提供者の責任を肯定するのは相当でない。本来、情報提供者の責任は限定的に解すべきものであって、仮に、情報提供者が雑誌出版社に対して第三者の社会的評価を低下させるような発言をした事実があったとしても、その発言行為と、その発言内容を取材資料として編集された記事による第三者の社会的評価の低下との間には、原則として相当因果関係がないものと解するのが相当である。

イ 請求原因イ（本件文章（AERA）による名誉毀損）について

(ア) (ア)（本件雑誌（AERA）の発行及び本件文章（AERA）の掲載）は認める。

(イ) (イ)（社会的評価の低下）a及びbは争う。

(ウ) (ウ)（本件コメント（サイゾー）による名誉毀損と本件文章（AERA）による名誉毀損との関係）は争う。

ウ 請求原因ウ（損害）は争う。

エ 請求原因エ（謝罪広告の必要性）は争う。

オ 請求原因オ（予備的請求原因）は争う。

(3) 抗弁（真実性，誤信相当性，公正な論評）

本件コメント（サイゾー）による名誉毀損と本件文章（AERA）による名誉毀損はそれぞれ別個の不法行為であるから，別個の訴訟物を構成する。したがって，真実性，誤信相当性，公正な論評の抗弁は，いずれも上記予備的請求原因（本件コメント（サイゾー）による名誉毀損のみを請求原因とするもの）を前提として主張すれば足りる。その主張は以下のとおりである。

ア 事実の公共性，目的の公益性

本件コメント（サイゾー）は，公共の利害に関する事実に係り，かつ，公益を図る目的に出たものである。

イ 真実性，誤信相当性

（ア）本件コメント（サイゾー①）

本件コメント（サイゾー①）の摘示事実（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」との事実）は，以下の a ないし f の根拠により真実である。

a 大手レコード会社員に対する取材結果

被告は，平成15年1月14日以前，複数の大手レコード会社員に取材をしたところ，そのレコード会社員らは，原告の音楽ヒットチャートの順位を上げるために原告の売上調査協力店においてCDの買取予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約を入れている旨述べた。

b 広野麻里子（以下「広野」という。）に対する取材結果

被告は，平成15年1月14日，当時原告の広報企画部に所属していた広野に取材をしたところ，広野は，原告の音楽ヒットチャートの売上枚数について「予約枚数も売上枚数に入ってきます」旨述べた。

c 株式会社エス・アイ・ピー（以下「エス・アイ・ピー社」という。）に対する取材結果

被告は、平成15年1月14日、日本の音楽ヒットチャートに新規参入したサウンドスキャンを運営するエス・アイ・ピー社に取材をしたところ、同社の担当者は、サウンドスキャンの推定売上枚数と原告の推定売上枚数に差異が生じる理由について、原告の推定売上枚数は「予約分を含めているようだ」と述べた。

また、被告は、平成15年1月17日、エス・アイ・ピー社に再度取材をしたところ、同社の担当者は、浜崎あゆみの「RAINBOW」と題するアルバムの発売第1週目の推定売上枚数が、サウンドスキャンのそれでは74万2820枚であるのに対し、原告のそれでは101万6482枚であるという具体的な数値を示しながら、このような差異が生じるのは原告の推定売上枚数に予約枚数が入っているからである旨述べた。

d 内記章（以下「内記」という。）に対する取材結果

被告は、平成15年1月22日、当時原告の広報企画部長であった内記に取材をしたところ、内記は、それまでの質問についてはこれを明確に否定していたのに、原告の売上枚数に予約枚数が入っているのかという質問についてはこれを明確には否定しなかった。

e 被告訴訟代理人による調査結果

被告訴訟代理人は、平成19年9月18日及び同月21日、原告の売上調査協力店5店の店長に聴き取り調査をしたところ、そのうち2店の店長が、予約枚数を売上枚数に入れた上で原告に売上報告をしている旨述べた。

f 津田大介（以下「津田」という。）による取材結果

音楽ジャーナリストである津田は、原告の売上調査協力店の元従業員

員に取材をしたところ、その元従業員は、原告の売上調査協力店が予約枚数を売上枚数に入れた上で原告に売上報告をしていた旨述べた。

以上の a ないし f の根拠によれば、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」との事実）は真実といえる。

また、仮に真実でなかったとしても、被告は、上記 a ないし d の取材結果に基づいて本件コメント（サイゾー①）の摘示事実を真実と信じたのであるから、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実を真実と信じるにつき相当の理由があった。

(イ) 本件コメント（サイゾー②）について

本件コメント（サイゾー②）の摘示事実（「オリコンの数字はレコード会社によってある程度操作が可能である」との事実）は、以下の a ないし e の根拠により真実である。

a 大手レコード会社員に対する取材結果

被告は、平成15年1月14日以前、複数の大手レコード会社員に取材をしたところ、そのレコード会社員らは、原告の音楽ヒットチャートの順位を操作する手法として、原告の売上調査協力店においてCDの大量購入又は買取予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約を入れている旨述べた。

b 被告訴訟代理人による調査結果

被告訴訟代理人は、平成19年9月18日及び同月21日、原告の売上調査協力店5店の店長に聴き取り調査をしたところ、そのうち2店の店長は、レコード会社等が原告の音楽ヒットチャートの順位を操作する手法として原告の売上調査協力店においてCDの大量購入を行っている旨述べた。

c 津田による取材結果

音楽ジャーナリストである津田は、原告の売上調査協力店の元従業員に取材をしたところ、その元従業員は、レコード会社等が原告の音楽ヒットチャートの順位を操作する手法として原告の売上調査協力店においてCDの大量購入を行っていた旨述べた。

d 丸山茂雄（以下「丸山」という。）の話

ソニー・ミュージックエンタテインメントの元社長である丸山は、「My News Japan」の取材に対し、レコード会社が原告の音楽ヒットチャートの順位を操作する手法としてレコード等の大量購入を行っていた旨述べた。

e 広野の証言

原告の広報企画部に所属していた広野は、本件の証人尋問において、レコード会社等による大量購入の話聞いたことがある旨供述した。

以上のaないしeの根拠によれば、本件コメント（サイゾー②）の摘示事実（「オリコンの数字はレコード会社によってある程度操作が可能である」との事実）は真実といえる。すなわち、原告の音楽ヒットチャートは、売上調査協力店から報告された売上枚数に一定の係数を乗じて推定売上枚数を算出する方法によって作成され、かつ、レコード会社等は原告の売上調査協力店がどの店であるのかを認識していたから、レコード会社等は、原告の売上調査協力店においてCDを大量購入することによって、原告の算出する推定売上枚数を実売枚数より高めに操作することができるのである（大量購入による操作）。また、売上調査協力店から報告される売上枚数の中には予約枚数が含まれているから、レコード会社等は、原告の売上調査協力店においてCDの買取予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約を入れることによって、原告の算出する推定売上枚数を実売枚数より高めに操作することができるのである（カラ

予約による操作)。

また、仮に本件コメント(サイゾー②)の摘示事実が真実でなかったとしても、被告は、上記aの取材結果に基づいて本件コメント(サイゾー②)の摘示事実を真実と信じたのであるから、本件コメント(サイゾー②)の摘示事実を真実と信じるにつき相当の理由があった。

(ウ) 本件コメント(サイゾー③)について

本件コメント(サイゾー③)の摘示事実(「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実)は、以下の根拠により真実である。

すなわち、原告のホームページ上には、「週間セールスチャートについて(は)、音楽ソフトを販売している全国約2902店の小売店…の店頭における実売調査結果を中心に、インターネット通販やコンサート会場等での売上調査も行い、全国の週間売上推定数を算出したものです」との説明がある。しかし、そのような説明では、全国約2902店の小売店に対する調査が全数調査(全ての小売店に対する調査)なのか標本調査(一部の小売店に対する調査)なのか明らかでない。また、仮に標本調査であるとして、それが有意抽出(全小売店を代表するに相応しい小売店を選んで調査する方法)なのか無作為抽出(そのような考慮をせずに無作為に選んだ小売店を調査する方法)なのかも明らかでない。また、調査結果に一定の係数を乗じて全体の売上数を推定するための計算式の内容及びその計算式の正当性を基礎づける根拠も明らかでない。さらには、実売調査の具体的方法(電話調査なのかFAX調査なのか等)、その回答率、有効回答数等も明らかでない。

このように、原告はその音楽ヒットチャートの統計手法をほとんど明らかにしていないのであるから、本件コメント(サイゾー③)の摘示事実は真実である。

ウ 公正な論評

本件コメント（サイゾー②）（「オリコンの数字はある程度操作が可能である」）、及び本件コメント（サイゾー③）（「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」）は、いずれも論評であるところ、その論評の前提事実は上記のとおりいずれも真実であるか又は被告において真実と信じるにつき相当の理由がある。また、その論評内容も論評としての域を逸脱していない。したがって、本件コメント（サイゾー②）及び本件コメント（サイゾー③）は、公正な論評にあたり、違法性を欠く。

(4) 抗弁に対する認否

ア 抗弁ア（事実の公共性、目的の公益性）は認める。

イ 抗弁イ（真実性、誤信相当性）について

(ア) (ア)（本件コメント（サイゾー①）の真実性、誤信相当性）は争う。

(イ) (イ)（本件コメント（サイゾー②）の真実性、誤信相当性）は争う。

(ウ) (ウ)（本件コメント（サイゾー③）の真実性）は争う。

ウ 抗弁ウ（公正な論評）は争う。

2 反訴事件

(1) 請求原因

ア 違法提訴

(ア) 本訴提起の違法性

a 言論抑圧の目的

原告は、本件雑誌（サイゾー）の発行者及び本件記事（サイゾー）の編集者に対しては何らの訴訟も提起せず、本件コメント（サイゾー）のコメント者に過ぎない被告に対してのみ本訴を提起した。また、原告が本訴において請求する損害賠償額は、5000万円もの高額である。さらに、原告は、そのホームページにおいて、本訴提起の目的につき、「我々の真意はお金ではありません。個人攻撃でもありません

ん。…鳥賀陽氏に『明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷』があったことを認めてもらい、その部分についてのみ謝罪をして頂きたいだけです。その際には、提訴をすぐに取り下げます。」などと述べ、また、J-CASTニュースの取材に対しては、「賠償金が欲しいというのではなく、これ以上の事実誤認の情報が流れないように（多額の賠償金を課すことで）抑制力を発揮させたい」と述べている。

これらの事情に照らせば、原告による本訴提起の目的は、被告の言論を不当に抑圧することにあるといえる。

b 請求に根拠がないことの認識

本訴請求の根拠である被告の本件コメント（サイゾー）は、原告の社会的評価を低下させるものではない。また、仮に原告の社会的評価を低下させるものであるとしても、被告が本件記事（サイゾー）に関する取材に応じたことと、本件コメント（サイゾー）が本件記事（サイゾー）に掲載されそれにより原告の社会的評価を低下させたこととの間には相当因果関係がない。また、本件コメント（サイゾー）は、その内容が真実であるか若しくは被告において真実と信じるにつき相当の理由があるか又は公正な論評にあたる。そして、これらのことは、原告において認識し又は容易に認識し得たことである。

したがって、原告による本訴提起は、その請求に法律上及び事実上の根拠がないことを認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず、あえて提起されたものといえる。

c 手段選択の不当性

原告は、本件雑誌（サイゾー）の発行者であるインフォバーンに対して何ら事前交渉を行うことなく、本訴を提起した。また、原告は、自ら発行する雑誌や自ら運営するホームページにおいて本件コメント（サイゾー）に対する反論を行うことによって自己の名誉回復を図る

ことが可能であったのに、それをせずに本訴を提起した。

このように、原告は、本訴提起以外のより穏当な救済手段があったにもかかわらず、あえて本訴を提起した。

d まとめ

以上の a ないし c の各事情に照らせば、原告による本件本訴の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く違法なものといえる。

(イ) 損害

a 慰謝料等

被告は、原告の本訴提起によって、応訴のための時間的及び経済的負担を強いられた。また、被告は、原告の本訴提起によって、「そのコメントに対して名誉毀損訴訟を提起されたジャーナリスト」とのレッテルを貼られることとなり、その信用を著しく害された。また、被告は、単に電話取材に応じただけであるのに本訴を提起されたことによって、多大な精神的苦痛を被った。

これらの損害を金銭に換算すると、1000万円を下らない。

b 弁護士費用

被告は、原告の本訴提起によって、応訴のための弁護士費用の支出を余儀なくされ、これにより100万円の損害を被った。

(ウ) 謝罪広告の必要性

上記(イ)aの各事情に照らせば、被告の損害回復のためには金銭的賠償に加えて謝罪広告を命ずる必要がある。

イ 名誉毀損

(ア) 別紙3の1(1)ないし(3)記載の各記事の発表

原告は、平成18年12月19日、別紙3の1(1)記載の記事（以下「本件記事（原告HP①）」という。）を、原告ホームページ1に掲載

した。また、原告は、同月21日、別紙3の1(2)記載の記事（以下「本件記事（原告HP②）」という。）を、原告ホームページ1に掲載した。また、原告は、同月25日、別紙3の1(3)記載の記事（以下「本件記事（原告HP③）」という。）を、原告ホームページ1に掲載した（以下、これらの3つの記事を一括する場合には「本件記事（原告HP）」という）。

本件記事（原告HP①）には、別紙3の2(1)記載の文章（以下「本件文章（原告HP①）」という。）が掲載されており、また、本件記事（原告HP②）及び本件記事（原告HP③）には、別紙3の2(2)記載の文章（以下「本件文章（原告HP②③）」という。）が掲載されている（以下、これらの2つの文章を一括する場合には「本件文章（原告HP）」という。）。

(イ) 社会的評価の低下

本件文章（原告HP）は、「被告が、明らかな事実誤認に基づき、ジャーナリズムの名の下に、基本的な事実確認も行わず、原告の統計手法に向けられた根拠なき中傷を、長年にわたって続けた」との事実を摘示するものである。

一般読者の普通の注意と読み方でこのような文章を読んだ場合、読者は、被告が明らかな事実誤認に基づく根拠なき不当な誹謗中傷を原告に対して長年行ってきたとの印象を受ける。

したがって、本件文章（原告HP）は、被告の社会的評価を低下させるものである。

(ウ) 記事削除の必要性

本件文章（原告HP）は、上記(イ)のとおり被告の社会的評価を低下させるものであるところ、本件文章（原告HP）が掲載された本件記事（原告HP）は、現在もなお原告ホームページ1に掲載されている。し

たがって、被告の名誉回復のためには、本件記事（原告HP）を削除する必要がある。

(エ) 謝罪広告の必要性

本件文章（原告HP）によって、被告はその名誉を著しく害されたのであるから、被告の名誉回復のためには、本件記事（原告HP）の削除に加えて謝罪広告を命ずる必要がある。

ウ まとめ

よって、被告は、原告に対し、違法提訴の不法行為（請求原因ア）に基づき、1100万円及びこれに対する不法行為の日である平成18年11月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、また、名誉毀損の不法行為（請求原因イ）に基づき、原告ホームページ1に掲載された本件記事（原告HP）の削除を求め、また、違法提訴の不法行為及び名誉毀損の不法行為（請求原因ア及びイ）に基づき、別紙4の1記載のとおり謝罪広告を同4の2(1)記載の要領により原告ホームページ1及び2に1か月間、同4の2(2)記載の要領により原告発行の雑誌「ORIGINAL CONFIDENCE」に1回、それぞれ掲載することを求める。

(2) 請求原因に対する認否

ア 請求原因ア（違法提訴）について

(ア) (ア)（本訴提起の違法性）は争う。原告がJ-CASTニュースの取材に対して「（多額の賠償を課すことで）抑制力を発揮させたい」旨述べたことは否認する。

(イ) (イ)（損害）は争う。

(ウ) (ウ)（謝罪広告の必要性）は争う。

イ 請求原因イ（名誉毀損）について

(ア) (ア)（本件記事（原告HP）の発表及び本件文章（原告HP）の掲載）は認める。

(イ) (イ) (社会的評価の低下) は争う。

(ウ) (ウ) (記事削除の必要性) のうち、本件記事 (原告HP) が現在もなお原告ホームページ1に掲載されていることは認め、その余は争う。

(エ) (エ) (謝罪広告の必要性) は争う。

第3 当裁判所の判断

1 本訴事件について

(1) 請求原因ア (本件コメント (サイゾー) による名誉毀損) のア (本件雑誌 (サイゾー) の発行及び本件コメント (サイゾー) の掲載), 請求原因イ (本件文章 (AERA) による名誉毀損) のア (本件雑誌 (AERA) の発行及び本件文章 (AERA) の掲載) は、いずれも当事者間に争いが無い。

(2) 本件コメント (サイゾー) と本件文章 (AERA) の関係について

原告は、本件コメント (サイゾー) による名誉毀損 (請求原因ア) と本件文章 (AERA) による名誉毀損 (請求原因イ) は、一連かつ単一の不法行為であって、同一の訴訟物を構成する旨主張する。

しかし、そもそも、本件コメント (サイゾー) は、インフォバーン発行の本件雑誌 (サイゾー) に掲載されたものであり、本件文章 (AERA) が掲載された朝日新聞社発行の本件雑誌 (AERA) とはその媒体を異にするものである。しかも、本件コメント (サイゾー) による名誉毀損は、平成18年3月に行われたものであるのに対して、本件文章 (AERA) による名誉毀損は、平成15年1月に行われたものであって、その時期に3年余りの隔りがある。また、本件コメント (サイゾー) による名誉毀損は、本件記事 (サイゾー) に関する取材に応じるという態様で行われたものであるのに対して、本件文章 (AERA) による名誉毀損は、被告自らが記事を執筆するという態様で行われたものであって、その行為態様を異にする。また、その表現内容を見ても、本件コメント (サイゾー) には、予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約の問題や統計手法の公開性に関する指摘がある

のに対して、本件文章（AERA）にはその旨の指摘がないし、他方、本件文章（AERA）には、レコード会社が原告発行の雑誌に広告を買ったり原告の売上調査協力店においてCDを大量購入するなどの問題に関する指摘があるのに対して、本件コメント（サイゾー）にはその旨の指摘がなく、本件コメント（サイゾー）と本件文章（AERA）はその表現内容を異にする。

以上を要するに、本件コメント（サイゾー）と本件文章（AERA）が、原告の音楽ヒットチャートの信用性に疑義を提起する点において軌を一にするとしても、それ以外の点において共通性を見いだすことはできないのである。一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、雑誌に掲載された複数の記事が同一人の手によるものであったとしても、その雑誌及びその掲載時期が異なれば、その記事による社会的評価の低下は別個に生じるものと見るべきであるし、上記説示のとおり、本件コメント（サイゾー）と本件文章（AERA）は、その内容、態様も異なるのであるから、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損と本件文章（AERA）による名誉毀損を一連かつ単一の不法行為と評価することはできず、両者はそれぞれ別個の訴訟物を構成するものと解するのが相当である。

そして、その場合、原告は、本件文章（AERA）による名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償請求権を独立の訴訟物とするものではないから、以下では、本件コメント（サイゾー）による名誉毀損について検討する（なお、本件文章（AERA）による名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償請求権は、既にその消滅時効期間が満了している。）。

(3) 社会的評価の低下について

ア 本件コメント（サイゾー①）について

（ア）本件コメント（サイゾー①）の読み方

本件コメント（サイゾー①）は、「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている

可能性が高い」との事実を摘示するものである。

この点について原告は、本件コメント（サイゾー①）は、「カラ予約が入っている可能性が高い」との事実を摘示したのではなく、「カラ予約が入っている」との事実を摘示したものである旨主張する。しかし、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件コメント（サイゾー①）は、カラ予約が入っていることを断定的に述べたものではなく、カラ予約が入っている可能性が高いことを述べたものに過ぎないというべきである。したがって、原告のこの主張は採用することができない。

他方で、被告は、「可能性が高いこと」の指摘は、事実の摘示ではなく、論評にすぎない旨主張する。しかし、「可能性が高いこと」は、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項にあたるから、論評ではなく、事実というべきである。したがって、被告のこの主張も採用することができない。

(イ) 社会的評価の低下の有無

一般読者の普通の注意と読み方で本件コメント（サイゾー①）を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートの売上枚数には予約だけ入られておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高いため、その統計学的な正確性、信用性が低いとの印象を受ける。

そして、その印象は、本件コメント（サイゾー①）そのものによってもたらされるものであって、本件コメント（サイゾー①）が本件記事（サイゾー）の中に位置づけられることによってはじめてもたらされるものではないと見るのが相当である。

したがって、本件コメント（サイゾー①）は、本件記事（サイゾー）の他の部分とは無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させる。

イ 本件コメント（サイゾー②）について

(ア) 本件コメント（サイゾー②）の読み方

本件コメント（サイゾー②）は、「オリコンの数字はレコード会社によってある程度操作が可能である」との事実を摘示するものである。

この点について原告は、本件コメント（サイゾー②）は、「オリコンの数字はオリコン自身又はレコード会社によってある程度操作が可能である」との事実を摘示したものである旨主張する。しかし、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件コメント（サイゾー②）は、レコード会社員の話の紹介という形式を用いているのであるから、レコード会社による操作について述べたものというべきである。したがって、原告のこの主張は採用することができない

他方で、被告は、本件コメント（サイゾー②）は、「操作可能」という可能性を述べたものに過ぎないから、論評にあたる旨主張する。しかし、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、「操作可能」というのは、何らかの可能性を述べたものではなく、「操作ができる」という事実を述べたものというべきである。したがって、被告のこの主張も採用することができない。

また、被告は、本件コメント（サイゾー②）は、「レコード会社員が『オリコンの数字はある程度操作が可能である』と言っていた」との事実を摘示したものに過ぎない旨主張する。しかし、本件コメント（サイゾー②）は、たしかにレコード会社員の話の紹介という形式を用いているものの、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件コメント（サイゾー②）の読者は、レコード会社員がそのように話していたとの事実を認識するのではなく、レコード会社員の話の内容そのもの（すなわち「オリコンの数字はある程度操作が可能である」との事実そのもの）を認識するというべきであるから、本件コメント（サイゾー②）は、「オリコンの数字はある程度操作が可能である」との事実を摘示したものというべきである。したがって、被告のこの主張も採用する

ことができない。

(イ) 社会的評価の低下の有無

一般読者の普通の注意と読み方で本件コメント（サイゾー②）を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートはレコード会社によって操作が可能であるためその信用性が低いとの印象を受ける。

そして、その印象は、本件コメント（サイゾー②）そのものによってもたらされるものであって、本件コメント（サイゾー②）が本件記事（サイゾー）の中に位置づけられることによってはじめてもたらされるものではないと見るのが相当である。

したがって、本件コメント（サイゾー②）は、本件記事（サイゾー）の他の部分とは無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させる。

ウ 本件コメント（サイゾー③）について

(ア) 本件コメント（サイゾー③）の読み方

本件コメント（サイゾー③）は、「オリコンは不思議な団体である」との論評、「オリコンはその統計手法について『オリコン独自の統計手法だ』と言い張っている」との事実、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前であり、それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との論評をそれぞれ示すものである。

この点について原告は、本件コメント（サイゾー③）は、「オリコンが発表している音楽ヒットチャートの分野において、普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前である」との事実、及び「オリコンは、『オリコン独自の統計手法だ』と言い張って、当該業界において同趣旨のチャート

を公開している他社（すなわちサウンドスキャン）と比較して、その統計手法をほとんど明らかにしない不思議な団体である」との事実をそれぞれ摘示したものである旨主張する。しかし、原告が事実摘示である旨主張する上記文章のうち、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前である」との部分及び「オリコンは不思議な団体である」との部分は、いずれも証拠等による証明になじまない批評や論議にあたるから、事実の摘示ではなく、論評というべきである。また、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実摘示の部分は、「当該業界において同趣旨のチャートを公開している他社（すなわちサウンドスキャン）と比較して」述べられたものとはいえない。原告は、そのような同業他社（サウンドスキャン）との比較の趣旨は、本件コメント③（サイズ一）の前提である「日本には長くオリコンしかヒットチャートが存在しなかったためその統計学的な正確さが過大評価されがちです」とのコメント部分を併せて読めば、これを容易に読み取ることができる旨主張する。しかし、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、そのような前提コメントを読んだだけでは、原告以外の音楽ヒットチャートが現在では存在するとの認識を抱くことはできないし、ましてやそれがサウンドスキャンであるとの認識を抱くことは到底できない。したがって、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、読者は、そのような同業他社（サウンドスキャン）との比較の趣旨を読み取ることができないというべきである。したがって、原告のこの主張は採用することができない。

他方で、被告は、本件コメント（サイズ③）は、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との論評を示したものである旨主張する。しかし、「統計手法をほとんど明らかにしないこと」は、証拠

等をもってその存否を決することが可能な事項にあたるから、論評ではなく、事実というべきである。したがって、被告のこの主張も採用することができない。

(イ) 社会的評価の低下の有無

a まず、本件コメント（サイゾー③）のうち、「オリコンは不思議な団体である」との論評及び「オリコンはその統計手法について『オリコン独自の統計手法だ』と言い張っている」との事実は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものではない。

b 他方、本件コメント（サイゾー③）のうち、「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実及び「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前であり、それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との論評は、前者の摘示事実を前提として後者の論評を示したものであるところ、一般読者の普通の注意と読み方でこのような前提事実及びそれに基づく論評を読んだ場合、読者は、原告の音楽ヒットチャートはその統計手法をほとんど明らかにしないため統計学的な信用性が低いとの印象を受ける。

そして、その印象は、本件コメント（サイゾー③）の上記部分（前提事実及びそれに基づく論評）そのものによってもたらされるものであって、本件コメント（サイゾー③）の上記部分が本件記事（サイゾー）の中に位置づけられることによってはじめてもたらされるものではないと見るのが相当である。

したがって、本件コメント（サイゾー③）の上記部分は、本件記事（サイゾー）の他の部分とは無関係にそれだけで原告の社会的評価を低下させる。

(4) 被告が取材に応じたこととの間の因果関係について

ア 一般に、雑誌記事の編集権は当該雑誌の出版社にあり、出版社は、その責任と権限において、種々の取材を行った上、事実を取捨選択して記事の内容を構成し、これを雑誌に掲載する。また、不特定多数の読者に頒布される雑誌の出版社は、その雑誌記事の作成にあたり、特定の取材源からの情報を鵜呑みにすることなく、可能な限り取材を尽くして、その記事の正確性の確保に努める義務を負う。したがって、一般に、出版社からの取材に応じた者は、出版社が独自の裏付け取材や編集作業を行った上で記事を掲載するものと考えるのが通常であって、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることは予見していないのが通常である。したがって、出版社からの取材に応じた者のコメント内容がそのままの形で記事として掲載された場合であっても、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、原則として、相当因果関係がないものと解するのが相当である。

しかし、出版社からの取材に応じた者が、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることに同意していた場合、又は、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて当該出版社に対してコメントを提供した場合は、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、例外的に、相当因果関係があるものと解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、被告は、本件本訴の提起前である平成18年6月30日、原告の代理人弁護士からの通知書（甲4の1）に対し、

「06年3月6日、鳥賀陽は『サイゾー』編集部の小林稔和氏から電話で

のコメント依頼を受けました。…鳥賀陽が電話で小林氏の質問に答え、小林氏が鳥賀陽の発言を文章にまとめました。まとめたコメント部分はメールで鳥賀陽に打ち返され、修正・編集を加え、若干の意見交換ののち掲載の形にまとめられました。」とFAX文書で回答している(甲5)。このFAX文書によれば、被告は、本件記事(サイゾー)の編集者が作成した本件コメント(サイゾー)の原案に自ら修正及び編集を加えた上、編集者との間で若干の意見交換をした事実が認められ、この事実によれば、被告は、自己のコメントである本件コメント(サイゾー)がそのままの形で本件記事(サイゾー)に掲載されることに同意していたことが認められる。

したがって、被告が本件記事(サイゾー)に関する取材に応じたことと、本件コメント(サイゾー)が本件記事(サイゾー)に掲載されそれにより原告の社会的評価を低下させたこととの間には、相当因果関係が認められる。

ウ この点について被告は、その本人尋問において、上記FAX文書には、本来、被告が本件コメント(サイゾー)の掲載を断って編集者との間でトラブルとなったことを記載する予定であったが、インフォバーンからの要請に応じてこれを丸めた表現にしたものに過ぎず、したがって、上記FAX文書には虚偽の事実が記載されている旨供述する。

しかし、編集者との間のトラブルについて丸めた表現を用いるというのであれば、そのトラブルに関する事実を記載しなければ十分であって、わざわざ、被告が本件コメント(サイゾー)の原案に自ら修正及び編集を加えさらには編集者との間で若干の意見交換をしたとの虚偽事実まで記載する必要はまったくない。ましてや、上記通知書(甲4の1)には、本件コメント(サイゾー)に関して被告に対する訴訟提起の可能性が示唆されていたのであるから、あえて本件コメント(サイゾー)に被告が深く関与していたことを示す文書を原告の代理人弁護士に送るなどということは、考

⑩
意見
と
なる

え難い。

したがって、被告本人の上記供述は採用しない。

エ 以上によれば、被告が本件記事（サイゾー）に関する取材に応じたことと、本件コメント（サイゾー）が本件記事（サイゾー）に掲載されそれにより原告の社会的評価を低下させたこととの間には、相当因果関係が認められる。

(5) 真実性，誤信相当性，公正な論評の抗弁について

ア 事実の公共性，目的の公益性について

抗弁ア（事実の公共性，目的の公益性）については，いずれも当事者間に争いが無い。

イ 真実性，誤信相当性について

（ア）本件コメント（サイゾー①）の摘示事実（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」との事実）について

被告は，抗弁イ（ア）aないし f の根拠を挙げるが，次のとおり，いずれも，それによつては本件コメント（サイゾー①）の摘示事実を真実と認めることはできない。

a 大手レコード会社員に対する取材結果

被告本人は，複数の大手レコード会社員らが，被告の取材に対し，原告の音楽ヒットチャートの順位を上げるために原告の売上調査協力店においてCDのカラ予約を入れている旨述べた旨供述する。

しかし，被告のいう大手レコード会社員らの話は，どの売上調査協力店においてどのCDについてカラ予約を入れたのかという具体的な事実がまったく現れていない上，そのレコード会社員らが誰であるのかも明らかにされていないから，到底措信できない。また，そもそも，レコード会社が原告の売上調査協力店においてCDのカラ予約を入れ

ているとの事実と、原告の音楽ヒットチャートがその売上枚数に予約枚数を入れているとの事実は、前者の事実が直ちに後者の事実を導く関係にないから、前者の事実が立証されたことをもって直ちに後者の事実が立証されたことにはならない。

したがって、上記の大手レコード会社員らに対する取材結果は、そのような取材結果があったと否とにかかわらず、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠とはならない。

b 広野に対する取材結果

被告本人は、当時原告の広報企画部に所属していた広野が、被告の取材に応じた際に、原告の音楽ヒットチャートの売上枚数について「予約もカウントに入ってきます」と述べた旨供述し、乙2の1、2、乙4もこれに沿うものである。

しかし、証人広野は、予約もカウントに入ってくる旨の回答はしていない旨供述しているし、また、乙2の1、2、乙4は、いずれも信用し難い。すなわち、乙4（被告作成の「オリコンとの取材経過について」と題する書面）によれば、広野は、それまで原告の用いる集計方法にはFAX、電話、POSデータがある旨の話をしていたにもかかわらず、その話の最後に被告から「原告の用いる集計方法はFAX、電話、POSデータで全部なのか」という趣旨の質問を受けたのに対して、突如として「予約もカウントに入ってきます」と述べたことになる。しかし、このように集計方法に関する質問を受けたのに対して集計対象に関する答えを返すというのは、相当に唐突で不自然といわざるを得ない。

また、被告本人は、上記広野に取材をした際に作成したとする乙2の1、2（被告作成の取材ノート抜粋。「予約もカウントする」との記載がある。）について、朝日新聞社に勤務していた時代から頁の入

れ替えのできない大学ノートを使うなど時系列に沿って取材ノートを作成するよう厳しい指導を受けてきたため取材ノートの遡った頁に何かを書き込むことはありえない旨供述する。しかし、被告本人自身、本件本訴を提起された後に思わず上記取材ノートに書き込みをしてしまった部分があるというのである上、わざわざ、本件本訴の提起後である平成19年1月19日付けで同ノートに公証人による確定日付を得ているのであって、乙2の1, 2に被告の供述に沿う記載があるからといって、直ちに広野が被告の供述するような回答をしたとも考え難い。

また、被告は、その本人尋問において、広野が予約の話をするまでは予約のことはまったく考えておらず、広野が予約の話をしてはじめて過去に複数の大手レコード会社員らがカラ予約の話をしていたことを思い出した旨供述していたのに、その後になって、広野に取材をするにあたっては予めカラ予約の認識があった旨供述するに至っており、その供述に一貫性がない。また、仮に、広野が「予約もカウントに入ってきます」旨述べたのであれば、その後質問事項を記載したFAX文書を原告に送付した際に、その点に関する質問事項が記載されてしかるべきであるが、被告が原告に送付したFAX文書(乙13)にはそのような質問事項が記載されていない。

したがって、広野が、被告の取材に応じた際に、原告の音楽ヒットチャートの売上枚数について「予約もカウントに入ってきます」と述べた事実を認めることはできない。

c エス・アイ・ピー社に対する取材結果

被告本人は、サウンドスキャンを運営するエス・アイ・ピー社の担当者が、被告の取材に対し、具体的な楽曲名や数値等を示しながら、サウンドスキャンの推定売上枚数と原告の推定売上枚数に差異が生じ

る理由について、原告の推定売上枚数には予約枚数が入っているからである旨述べた旨供述し、乙12の1, 2にもこれに沿う記載がある。

しかし、サウンドスキャンを運営するエス・アイ・ピー社は、原告と競争関係にある会社であるところ、そのような競争関係にある会社の一方的な批判の言辞をもって直ちにそれを真実と認めることはできないし、そもそも、エス・アイ・ピー社の担当者は、原告の推定売上枚数に予約枚数が入っているかどうかを知り得る立場にない。

したがって、上記のエス・アイ・ピー社に対する取材結果は、そのような取材結果があったと否とにかかわらず、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠とはならない。

d 内記に対する取材結果

被告本人は、当時原告の広報企画部長であった内記が、被告の取材に応じた際に、それまでの被告の質問についてはこれを明確に否定していたのに、原告の売上枚数に予約枚数が入っているのかという質問についてはこれを明確には否定しなかった旨供述する。

しかし、この被告本人の供述によっても、内記は原告の売上枚数に予約枚数が入っていると述べたわけではないから、上記の内記に対する取材結果は、そのような取材結果があったと否とにかかわらず、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠とはならない。

e 被告訴訟代理人による調査結果

乙6, 7及び弁論の全趣旨によれば、被告訴訟代理人は本件本訴が提起された後に原告の売上調査協力店5店（A店ないしE店）の店長に聴き取り調査をしたこと、同調査報告書にはそのうちの2店（B店及びE店）の店長が予約枚数を売上枚数に入れた上で原告に売上報告をしている旨述べた旨の記載があることがそれぞれ認められる。

しかし、乙6及び7の聴き取り調査報告書は、本件本訴の提起後に被告訴訟代理人によって作成されたものであるから、その信用性には疑問があるといわざるを得ない上、そもそも調査対象であるA店ないしE店が原告の売上調査協力店であるのかも明らかでない。また、以下に述べるとおり、その聴き取り調査の結果自体も、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠とはならない。

まず、E店に対する調査結果（乙7）は、「発売前に予約された商品については原則として全額入金してもらっているが、よく知っているお客さんの場合には全額入金してもらわなくても予約を受け付けている。予約された商品の枚数は、発売1週目で引き取りに来ていないものであっても、売上としてカウントしてオリコンに報告している。」というものである。これは、既に代金の入金があった予約を売上として報告することを原則としながらも、例外的に常連客の予約については入金前でも売上として報告するということを述べたものである。つまり、E店では、原則的には代金の入金があった予約のみを売上として報告しているのであって、ただ常連客についてのみ例外的な取扱いを認めているというに過ぎない。したがって、このE店に対する調査結果は、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠とはならない。

次に、B店に対する調査結果（乙6）は、「予約が入り取置きしている分についてはまだ入金がされていなくても売上げとしてカウントしている」というものである。しかし、乙6によれば、B店の売上報告は、演歌の1位から10位までのみを対象とするものであって、原告の音楽ヒットチャートに与える影響はかなり小さい。したがって、このB店に対する調査結果のみをもって本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であるとまではいえない。

むしろ、A店に対する調査結果（乙6）は「オリコンへ報告する売上枚数の中に予約がカウントされることはない」というものであり、C店に対する調査結果（乙6）は「予約については、原則として売上としてカウントすることはないが、前金として入金があったものについては、売上としてカウントすることもある」というものであり、D店に対する調査結果（乙7）は「発売前に予約された商品については、内金が支払われているものに限って、売上に計上してオリコンに報告している」というものであって、いずれも代金の入金がない予約は売上として報告していない旨の記載である。

したがって、上記の被告訴訟代理人による聴き取り調査結果は、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠とはならない。

f 津田による取材結果

乙8（ジャーナリスト津田作成の陳述書）には、原告の売上調査協力店の元従業員が、津田の取材に対し、原告の売上調査協力店が予約枚数を売上枚数に入れた上で原告に売上報告をしていた旨述べた旨の記載がある。

しかし、乙8には、津田が取材をしたという元従業員が、どの売上調査協力店においてどのCDについて予約枚数を売上枚数に入れた上で売上報告をしていたのかという具体的な事実がまったく現れていない上、その元従業員が誰であるのかも明らかにされていない。また、そもそも、乙8によれば、津田が取材をしたという元従業員は、平成元年ころの従業員であるというのであって、当時はPOSデータすら普及されていなかったと推測されるのであるから、本件コメント（サイゾー①）の発表時である平成18年3月当時の事実を立証するには不十分といわざるを得ない。

したがって、上記の津田による取材結果は、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠とはならない。

以上のとおり、被告の挙げる上記各根拠は、いずれも薄弱なものというほかなく、本件コメント（サイゾー①）の摘示事実（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高い」との事実）を真実と認めることはできない。

また、被告は、上記 a ないし d の取材結果に基づいて本件コメント（サイゾー①）の摘示事実を真実と信じたのであるから相当の理由がある旨主張するが、まず、b の広野に対する取材結果は、上記説示のとおりその存在を認めることができない。また、a、c 及び d の取材結果は、上記説示のとおり本件コメント（サイゾー①）の摘示事実が真実であることの根拠として不十分なものである上、その取材方法も被告自身がその不正確さを自認する電話取材が半数を占めており、また、その取材時期も本件コメント（サイゾー①）の発表時から3年以上も前であって相当に古いものである。したがって、被告が上記 a ないし d の取材結果に基づいて本件コメント（サイゾー①）の摘示事実を真実と信じたことについて、相当の理由があったと認めることはできない。

(イ) 本件コメント（サイゾー②）の摘示事実（「オリコンの数字はある程度操作が可能である」との事実）について

a まず、上記摘示事実は、単に、原理的に、「オリコンの数字は操作ができる可能性がある」というに止まらず、実際に、「オリコンの数字を操作した事実がある」との趣旨を含むものと解するのが相当である。同部分は、レコード会社員の話として、オリコンの数字はある程度操作が可能である旨の能動的な摘示がされているのであって、何らの留保なく能動的な摘示がされている以上（この点で、本件コメント

又、
証言への
相対評価

(サイゾー①)が「カラ予約が入っている可能性が高い」としているのとは異なる。), 一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば, 被告が話を聞いたとするレコード会社が実際にオリコンの数字を操作した事実があるとの趣旨を読み取ることが明らかである。

以下, これを前提として, 被告の挙げる各根拠について検討する。

b まず, 抗弁イ(イ)a (大手レコード会社員に対する取材結果), 抗弁イ(イ)b (被告訴訟代理人による調査結果) 及び抗弁イ(イ)c (津田による取材結果) については, これが本件コメント (サイゾー②) の摘示事実が真実であることの根拠とならないことは, 上記説示と同様である。

次に, 抗弁イ(イ)d の乙16 (ウェブサイト上の記事の写し) には, レコード会社の元社長 (丸山) が, 原告の音楽ヒットチャートの順位を操作するためにレコード会社がレコード等の大量購入を行っていた旨述べた旨の記載がある。しかし, その丸山の話には, どの売上調査協力店においてどのレコード等の大量購入を行っていたのかという具体的な事実がまったく現れていない上, そもそも, 丸山が大量購入があったとする時期は1970年代から80年代であって, 相当に古いものであるところ, レコード会社が原告の音楽ヒットチャートの順位を操作するためにレコード等の大量購入を行うためには, 原告の売上調査協力店がどの店であるかを確認する必要があるが, 本件において, 丸山が大量購入があったとする時期に原告の売上調査協力店が公表されていた事実を認めるに足りる証拠はない。しかも, 異常な大量購入があった場合に, それによる売上調査のデータを原告の側で正常なものへと修正することは, 当然のことともいえるから, レコード会社による大量購入によって本来上位になれない特定の楽曲が現実上位になったとする 具体的指摘のない上記ウェブサイト上の記事は, これを

信用することができない。

また、広野の証言も、大量購入の話有谁かから聞いたことがあるという程度でのものであり、単なる風聞に過ぎないことはいうまでもない。

以上のとおり、被告の挙げる上記各根拠は、いずれも薄弱なものというほかなく、本件コメント（サイゾー②）の摘示事実（「オリコンの数字はある程度操作が可能である」との事実）を真実と認めることはできない。

c また、被告は、上記 a の取材結果（大手レコード会社員に対する取材結果）に基づいて本件コメント（サイゾー②）の摘示事実を真実と信じたのであるから相当の理由がある旨主張するが、その取材結果は上記説示のとおり本件コメント（サイゾー②）の摘示事実が真実であることの根拠として不十分なものである上、その取材時期も本件コメント（サイゾー②）の発表時から3年以上も前であって相当に古いものである。したがって、被告が上記 a の取材結果（大手レコード会社員に対する取材結果）に基づいて本件コメント（サイゾー②）の摘示事実を真実と信じたことについて、相当の理由があったと認めることはできない。

(ウ) 本件コメント（サイゾー③）の摘示事実（「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実）について

甲8によれば、原告は、自ら発行する雑誌（「ORIGINAL CONFIDENCE」・2003年7月7日号）誌上において、「調査協力店一覧」「POSデイリーデータ&FAXデータ提供店」「オリコンチャートは下記ショップのデータ提供に基づき集計されています」との記載の下に、原告の売上調査協力店の名称（ただし全部ではない。）及び合計数を公開していたことが認められる。したがって、原告は、その音楽ヒットチャ

ートの統計手法の内容として、少なくとも、売上調査協力店の全てではないにしろ相当数の店を明らかにし、かつ、全国の売上調査協力店からPOSデイリーデータ及びFAXデータを集計するという統計手法を採用していることを明らかにしていたことが認められる。

したがって、本件コメント③の摘示事実のうち原告の社会的評価を低下させる部分（「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実）を真実と認めることはできない。

ウ 公正な論評について

本件コメント（サイゾー③）のうち、「普通の統計調査はその手法を細かく公開してその信憑性に疑問を挟む余地がないことを強調するのが当たり前であり、それをしないで公開されたデータは統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものである」との部分は、その前提事実（「オリコンはその統計手法をほとんど明らかにしない」との事実）とあいまって原告の社会的評価を低下させる論評にあたるどころ、上記前提事實は、上記説示のとおり真実とは認められず、また、被告において上記前提事實を真実と信じるにつき相当の理由があったことの主張立証もない。したがって、上記論評は、公正な論評にあたらぬ。

(6) 損害について

本件雑誌（サイゾー）は、全国的に頒布され多数の読者を有する月刊誌であり（公知の事実）、また、被告は、ポップス系音楽等の多分野で活発な評論活動を行っているジャーナリストであるから、そのコメントの社会的影響力は小さくない。また、原告の展開する事業は、音楽ヒットチャートに関連するものがその中核を成している。

しかし、本件コメント（サイゾー）が原告の音楽ヒットチャート関連事業に現在大きな影響を及ぼしている様子は記録上窺われない。また、原告は、自ら発行する雑誌や自ら運営するホームページにおいて、本件コメント（サ

イゾー) に対する反論を行うことが可能であって、現に原告はそのホームページにおいて本件コメント(サイゾー)に対する一応の反論を行い自己の名誉回復を図っている。

これらの事情に照らせば、本件コメント(サイゾー)による名誉毀損によって原告が被った損害の額は、100万円と認めるのが相当である。

(7) 謝罪広告の要否について

上記説示のとおり、本件コメント(サイゾー)が原告の音楽ヒットチャート関連事業に現在大きな影響を及ぼしている様子は記録上窺われないし、また、原告は、自ら発行する雑誌や自ら運営するホームページにおいて、本件コメント(サイゾー)に対する反論を行うことが可能であって、現に原告はそのホームページにおいて本件コメント(サイゾー)に対する一応の反論を行い自己の名誉回復を図っている。

これらの事情に照らせば、上記の金銭的賠償に加えて謝罪広告を命ずる必要は認められない。

2 反訴事件について

(1) 違法提訴について

ア 一般に、不法行為責任を負担する者が複数存在する場合に、その被害者が全ての不法行為責任者に対して訴訟を提起する義務を負うことはない。したがって、原告が、本件雑誌(サイゾー)の発行者や本件記事(サイゾー)の編集者に対して訴訟を提起せず、被告に対してのみ訴訟を提起したことをもって、本訴の提起を違法と評価することはできない。

また、原告が5000万円の損害賠償を求めている点も、一般に、名誉毀損訴訟においては、損害額が比較的高額に設定されるのが通常であって、請求額と認容額との間にかなりの差が生じることも稀ではない。したがって、原告が5000万円の損害賠償を求めていることをもって、本訴の提起を違法と評価することはできない。

ウ しかも、本訴事件において説示のとおり、被告の本件コメント（サイゾー）は、原告の名誉を違法に毀損するものである。したがって、原告の本訴提起は、その請求に法律上及び事実上の根拠がないことを認識し又は容易に認識し得たのにあえて提起されたものとはいえず、これを違法と評価することはできない。

エ また、一般に、訴訟を提起しようとする者がそれに先立つ事前交渉を行う義務を負担することはないし、また、名誉毀損に対する対抗言論の手段を持つ者が訴訟提起の手段を自粛する義務を負うわけでもない。したがって、仮に、原告が事前交渉や対抗言論をせずに本訴を提起したものであったとしても、それだけで本訴の提起を違法と評価することはできない。

オ よって、違法提訴の不法行為に基づく被告の各請求は、損害額や謝罪広告の可否等の問題を検討するまでもなく、理由がない。

(2) 名誉毀損について

ア 請求原因イ（名誉毀損）の(ア)（本件記事（原告HP）の発表及び本件文章（原告HP）の掲載）は、当事者間に争いがない。

イ 本件文章（原告HP）は、被告の主張するとおり、「被告が、明らかな事実誤認に基づいて、ジャーナリズムの名の下に、基本的な事実確認も行わず、原告の統計手法に向けられた根拠なき中傷を、長年にわたって続けた」との事実を摘示するものといえる。

しかし、乙5の1ないし3によれば、上記の事実摘示は、原告が被告に対する名誉毀損訴訟を提起しその決着がついていないとの前提を明確に示した上で行われたものであって、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、読者は、その摘示事実があくまで訴訟における原告の一方的な主張に過ぎないものであることを認識するといえる。

したがって、本件文章（原告HP）は、被告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

ウ よって、名誉毀損の不法行為に基づく被告の各請求は、記事削除の要否
や謝罪広告の要否等の問題を検討するまでもなく、理由がない。

3 結語

以上のとおり、原告の本訴請求は100万円及びこれに対する平成18年3
月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由
があるからその限度でこれを認容し、原告のその余の本訴請求はいずれも理由
がないからこれを棄却し、被告の反訴請求はいずれも理由がないからこれを全
部棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条本文、61条を、
仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決
する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官 綿 引 穰

裁判官 金 洪 周 (右)

裁判官渡辺真理は、転補につき署名押印できない。(左)

裁判長裁判官 綿 引 穰 (左)

(別紙1の1)

原告訴訟代理人目録

原告訴訟代理人弁護士	赤	井	文	彌
同	笹	浪	恒	弘
同	船	崎	隆	夫
同	笹	浪	雅	義
同	岡	崎	秀	也
同	竹	内	英 一	郎
同	山	本	裕	子
同	横	田	高	人
同	藤	川	和	之
同	村	山	栄	治
同	永	井	和	之
同	中	島	秀	二
同	川		義	郎
同	波	光		巖
同	布	井	要 太	郎
同	小	西	武	彦
同	山	田	弘 一	郎
同	高	村	健	一
同	齊	藤	貴	一

(別紙1の2)

被告訴訟代理人目録

被告訴訟代理人弁護士	釜	井	英	法
同	三	上		理
同	草	道	倫	武
同	松	本	は	る
同	溝	呂	木	雄
				浩

(別紙2の1)

謝 罪 広 告

私は、月刊「サイゾー」2006年4月号51頁掲載の、「ジャニーズは超VIP待遇！？事務所とオリコンの蜜月関係」なる記事内に、原告であるオリコン株式会社（東京都港区六本木6-8-10 STEP六本木西3F）が、雑誌「Original Confidence」、「oricon style」、ウェブサイト「ORICON STYLE」等で発表する音楽ヒットチャートについて、その数字の統計学的な信用度が低いとの印象を与えかねない内容のコメントを寄せました。

しかし、上記コメントは正当な根拠を欠き事実と反したものでした。

私のコメントにより、同社の名誉・社会的信用を著しく毀損し多大のご迷惑をおかけしましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

鳥 賀 陽 弘 道

掲 載 条 件

掲載場所

月刊誌「サイゾー」

字 格

12ポイント

体 裁

横書き、2段抜きとし、かつ全体を枠線で囲む



水口さん (54才)

「サンシャイン」富士見桜ヶ丘
72ハート7年目
株、酒好きな夫、高
の学生の娘がいる。
結婚ロマンテスト。

VOL.3 アルバイトで身に付けた特技

「サンシャイン」富士見桜ヶ丘
72ハート7年目
株、酒好きな夫、高
の学生の娘がいる。
結婚ロマンテスト。



刈谷店長 (38才)



こんな新入社員はイヤ！NG新入社員ランキング！

現在地:ホーム>ニュー

事実誤認に基づく弊社への名誉毀損について

本日、一部報道にありました「ライター鳥賀陽弘道氏への提訴」について弊社の見解を述べさせていただきます。直接的な原因は、鳥賀陽氏の(株)インフォバーン発行の「サイゾー」4月号における明らかな事実誤認に基づく以下の2つの発言にあります。また、鳥賀陽氏は、長年に亘り、明らかな事実誤認に基づき、弊社のランキングの信用性が低いかのごとき発言を続けたことが背景にあります。

①「オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない」(鳥賀陽氏発言)

弊社は、調査方法について昭和43年のランキング開始時以来明示しています。またその調査店についても平成15年7月以降、弊社のWEBサイト、雑誌等のメディアにおいて開示しています(3,020店)。さらに、調査方法については、他社メディアの取材にも応じています。

②「オリコンは予約枚数をもカウントに入れている」(鳥賀陽氏発言)

昭和43年のランキングの開始時から今まで予約枚数をカウントしたことはありません。

以上2つの発言につきまして、明らかな事実誤認に基づき弊社の名誉を毀損していることに対して提訴しています。

申し上げるまでもなく、弊社が発表するランキングは、弊社事業の中核を担うものであり、明らかな事実誤認に基づいた報道によって、その信用性が低いとの印象が社会的に浸透するならば、弊社の事業に多大な影響を与えることにもなりかねません。

鳥賀陽氏は、弊社からの平成18年6月23日付け内容証明郵便の中での「サイゾーの記事のとおり発言ないし指摘をされているのでしょうか」という問いに対し、平成18年6月30日付けのFAXにて「自分が電話でサイゾー編集者の質問に答え、編集者が発言を文章にまとめました。まとめたコメントはメールで自分に打ち返され、修正・編集を加え、若干の意見交換ののち掲載の形にまとめられました」(同氏からのFAX原文)と回答してきています。このように、鳥賀陽氏は、発言は自分が責任をもって行ったものと明言されています。

鳥賀陽氏は、同様の発言を他のメディアでも行っており、同氏の発言の社会的影響力は決し



ニュース

- ・サトエリ「ナンパされまし
- ・妻夫木聡、僕は毎日幸せ
- ・リア・ディゾン、好きな日
- ・陣内智則・藤原紀香「披
- ・女優界も「ハニカミ王子
- ・『時効警察』、ナイトドラマ
- ・高島アナ3連覇！好きな

- エステティックサロン
- メンズエステサロンラ
- 通販コスメランキング
- ダイエット食品ランキ
- サプリメントランキン
- フィットネスクラブラン
- 人材派遣会社ランキ

て小さいものではありません。

社会的信用とは長年の不断の努力によって成されるものと確信しています。ジャーナリズムの名の下に、基本的な事実確認も行わず、弊社の長年の努力によって蓄積された信用・名誉が傷つけ、損なわれることを看過することはできないことからやむを得ず提訴に及んだ次第です。

この度の提訴はあくまで烏賀陽氏によって毀損された弊社の名誉を回復するための措置であることをご理解ください。

(12月19日 12時00分)

ユーザーコメント投稿

コメントをチェック！

このニュース記事に対してのコメントを残す事が出来ます。必ず記事内容に沿ったコメントを投稿して下さい。

コメントを投稿する

コメントを見る

注目リンク

今、注目のトピックスを紹介！

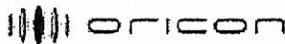
今週の注目動画！今週の注目動画！桜塚やっくんが…?! / UVERworld新曲PV / 茅原実里 PVフル配信

白馬の王子様『王子様と言ったら、あのアーティスト、タレントが1位に…?!』

リア・ディゾン『キュートな魅力が満載！フォトギャラリー&PVは必見!!!』

L'Arc~en~Ciel『約2年ぶりの最新シングルについて語る！コメント&PVも必見』

aiko『ORICON STYLE初登場！aikoが感じる胸キュンでシアワセな瞬間とは?!』



最新の音楽やランキング、動画が盛りだくさん！今すぐチェック！

ニュース | ランキング | ミュージック | 無料動画 | ブログ | 着うた®/着うたフル®

2006年12月19日の最新ニュース

- ・ 寺島しのぶ、丸の内OL500人に“不倫”を指南！? (20時00分)
- ・ 磯山さやか、「申し訳ないくらい可愛い」衣装を披露! (20時00分)
- ・ 有線大賞新人賞、かりゆし58の素顔 (20時00分)
- ・ 青木さやか、フジ・アナウンサーをプロデュース! (19時00分)
- ・ 『ジョジョの奇妙な冒険』初映画化主題歌はSOUL'd OUTに決定 (19時00分)

最新ニュース
バックナンバー

- 05月26日～01日の最新ニュース
- 05月19日～25日の最新ニュース
- 05月12日～18日の最新ニュース
- 05月05日～11日の最新ニュース
- 04月28日～04日の最新ニュース
- 04月21日～27日の最新ニュース
- 04月14日～20日の最新ニュース
- 04月07日～13日の最新ニュース

- 人材紹介会社ランキ
- 自動車保険ランキン
- ネット証券ランキン
- クレジットカード会
- 引越し会社ランキン
- 英会話スクールラン
- 大学受験 塾・予備校
- いい病院ランキン

RANKING

日本最大級のランキン

音楽業界でキャリアアップ
oricon 求人情報

JWord5周年記念☆

JWord. 今だけ、お
買うとHMV
に!

Kスタ×オリスト コラボ

週末&祝
決まり!お
出演する:
報満載

期待度過去最高!音楽

文豪夏目
ちゃんを
11日間お
っちゃん』

ドライブで聴きたい曲ラ

ドライブで
ング&ボ
ブミュージ
みかたは、

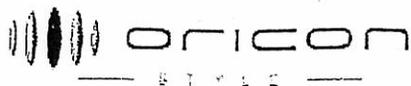
人気急上昇のあの人に

「都市伝説
キルバー
関映夫)か

ゲーム

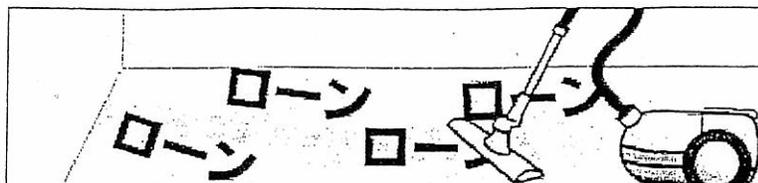
着メロ/着うた®

モニター募集



チケット ゲーム RSS 恋愛

WEB全体 サイト内 ブログ アーティスト CDタイトル タイアップ曲 着うた®



エンタテインメントランキング 音楽ランキング 音楽ニュース 芸能ニュース TV・CM・映画ニュース デビューニュース 時...

さんま、店長 & 同僚、ダブルでランキングTOPに！

現在地: ホーム > ニュー...

「ライター鳥賀陽弘道氏への提訴」について

平成18年12月21日
オリコン株式会社
代表取締役社長 小池恒

一部報道にあった「ライター鳥賀陽弘道氏への提訴」につきまして、弊社の真意を社を代表して述べさせていただきます。弊社の真意は、鳥賀陽氏が「事実誤認に基づく弊社への誹謗中傷」があったことを認め、その部分についてのみ謝罪をしていただきたいというものです。

今回の提訴は、鳥賀陽氏が平成15年2月発売の週刊誌「AERA」において根拠不明のまま弊社を誹謗中傷したことが発端にあります。本年3月発売の月刊誌「サイゾー」においても、弊社のランキングに対しての「明らかな事実誤認に基づく発言」、すなわち「オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない」「オリコンは予約枚数をもカウントしている」というコメントを鳥賀陽氏は寄せています。弊社が問題にしている「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」は鳥賀陽氏のコメント部分のみに掲載されていました。弊社が鳥賀陽氏に宛てた内容証明郵便に対する回答FAXの中で、鳥賀陽氏は、ご自身でコメントの内容を修正・編集された旨を述べております。これが鳥賀陽氏への提訴に及んだ理由です。また、鳥賀陽氏のマスコミへの影響力が決して小さくないことも我々は考慮に入れざるを得ませんでした。

弊社にとってランキングの信用は最も大切なものです。通常、ネガティブなご意見やご批評でも、基本的にそれを甘受いたします。ただ、「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」に対しては、価値を守るためにその防衛に立ち上がります。

どんな企業も、主力商品を事実誤認に基づき誹謗中傷されれば、防衛に立ち上がるのではないのでしょうか。言い方を換えれば、それは義務であるとさえ言えます。

個人にとっても同じです。自分にとって一番大切なものが、事実誤認に基づき攻撃されるならば、防衛せざるを得ないのではないですか？

ただ、我々の真意はお金ではありません。個人攻撃でもありません。上記のとおり、鳥賀陽氏に「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」があったことを認めてもらい、その部分についてのみ謝罪をして頂きたいだけです。その際には、提訴をすぐに取り下げます。

今後、鳥賀陽氏から、ネガティブなご意見やご批評を頂いても弊社は甘受します。鳥賀陽氏に



ニュース

- ・ サトエリ「ナンパされまし
- ・ 妻夫木聡、僕は毎日幸
- ・ リア・ディゾン、好きな日
- ・ 陣内智則・藤原紀香「披
- ・ 女優界も「ハニカミ王子」
- ・ 『時効警察』、ナイトドラマ
- ・ 高島アナ3連覇！好きな

- ・ エステティックサロン
- ・ メンズエステサロンラ
- ・ 通販コスメランキング
- ・ ダイエット食品ランキ
- ・ サプリメントランキン
- ・ フィットネスクラブラン
- ・ 人材派遣会社ランキ

限らずこれは全てのメディアに対しても同じ姿勢です。

ただ、「事実誤認に基づく誹謗中傷」に対しては、今後とも、確固たる姿勢で的確な措置を講じて参ります。

我々にとってオリコンランキングの信用性は一番大切なものです。どうぞご理解ください。

(12月21日 13時00分)

ユーザーコメント投稿

コメントをチェック！

このニュース記事に対してのコメントを残す事が出来ます。必ず記事内容に沿ったコメントを投稿して下さい。

コメントを投稿する

コメントを見る

注目リンク

今、注目のトピックスを紹介！

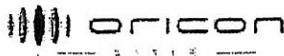
今週の注目動画！今週の注目動画！桜塚やっくんが…?! / UVERworld新曲PV / 茅原実里 PVフル配信

白馬の王子様『王子様と言ったら、あのアーティスト、タレントが1位に…?!』

リア・ディゾン『キュートな魅力が満載！フォトギャラリー&PVは必見!!』

L'Arc~en~Ciel『約2年ぶりの最新シングルについて語る！コメント&PVも必見』

aiko『ORICON STYLE初登場！aikoが感じる胸キュンでシアワセな瞬間とは!?!』



最新の音楽やランキング、動画が盛りだくさん！今すぐチェック！

ニュース | ランキング | ミュージック | 無料動画 | ブログ | 着うた®/着うたフル®

2006年12月21日の最新ニュース

- ・ 宇多田ヒカル、あの感動のステージがDVDで!! (22時00分)
- ・ 桜塚やっくん、男性部門での受賞に納得!?! (21時00分)
- ・ デビュー25周年を迎えたスターダスト・レビューが六本木でフリーライブ! (21時00分)
- ・ 制服美少女たちと過ごすクリスマスイヴ (20時00分)
- ・ 福岡発の「ケイタク」が川崎に挑む!?! (19時00分)

最新ニュース
バックナンバー

05月26日~01日の最新ニュース

05月19日~25日の最新ニュース

05月12日~18日の最新ニュース

05月05日~11日の最新ニュース

04月28日~04日の最新ニュース

04月21日~27日の最新ニュース

04月14日~20日の最新ニュース

04月07日~13日の最新ニュース

- 人材紹介会社ランキング
- 自動車保険ランキング
- ネット証券ランキング
- クレジットカード会社
- 引越し会社ランキング
- 英会話スクール
- 大学受験 塾・予備校
- いい病院ランキング

RANKING
日本最大級のランキング

音楽業界でキャリアアップ
oricon 求人情報

JWord5周年記念☆

JWord。今だけ、買うとHMVに!

Kスタ×オリスト コラボ

週末&祝日 決まり!お出演する: 報満載

期待度過去最高!音楽

文豪夏目ちゃんを11日間を! っちゃん!

ドライブで聴きたい曲ラ

ドライブでング&ポブミュージみかたは、

人気急上昇のあの人に

「都市伝説キルバー 関暁夫)か

ゲーム

着メロ/着うた®

ORICON モニター募集

ニュースページ、ランキングページのトラックバック機能が全てのユーザー様で利用いただけます。 ※ご注意: ブログ記事内にオリコンスタイルサイト(http://www.oricon.co.jp)へのリンク記述が必要となります。オリコンブログをご利用の方は記述の必要はございません。

この記事に関するトラックバックを受け付け中。



FUJITSU



FMVがお得に!



エンタテインメントランキング 音楽ランキング 音楽ニュース 芸能ニュース TV・CM・映画ニュース テレビューニュース 時評

男性必見！究極のモテスーツはこのカラー！

所在地: ホーム > ニュー

事実誤認に基づく名誉毀損行為に対する提訴について(プレスリリース)

平成18年12月25日

オリコン株式会社

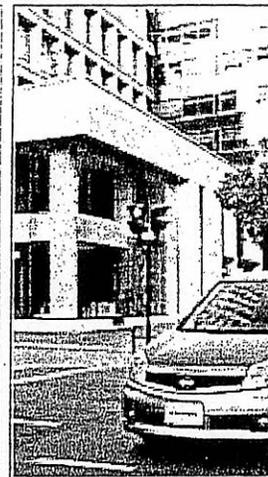
代表取締役社長 小池恒

一部報道にあった「ライター鳥賀陽氏への提訴」につきまして、改めて以下に弊社の見解を述べさせていただきます。

弊社は、ライター鳥賀陽弘道氏を、11月17日付で東京地裁に提訴いたしました。訴訟内容は、事実誤認に基づく名誉毀損行為に対する損害賠償ならびに謝罪の請求です。ただ、弊社の真意は、「明らかな事実誤認に基づく弊社への誹謗中傷」があったことを鳥賀陽氏に認めていただき、その部分についてのみ謝罪をしていただきたいというものです。

今回の提訴は、鳥賀陽氏が平成15年2月発売の週刊誌「AERA」のご自身の記名記事において、見抛不明のまま弊社を誹謗中傷したことが発端にあります。本年3月発売の月刊誌「サイゾー」においても、弊社のランキングに対しての「明らかな事実誤認に基づく発言」、すなわち「オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない」「オリコンは予約枚数をもカウントしている」というコメントを鳥賀陽氏は寄せています。弊社は創業以来、調査方法を明示しています。調査店についても平成15年7月以降、WEBを含む弊社メディアで開示していますし、他社への取材にも応じています。また、創業時より予約枚数をカウントしたことはありません。弊社が問題にしている「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」は、鳥賀陽氏のコメント部分のみに掲載されていました。弊社が鳥賀陽氏に宛てた内容証明郵便に対する回答FAXの中で、鳥賀陽氏は、ご自身でコメントの内容を修正・編集された旨を述べており、自分が責任をもって行った発言と明言されています。これが鳥賀陽氏への提訴に及んだ理由です。また、鳥賀陽氏のマスコミへの影響力が決して小さくないことも我々は考慮に入れざるを得ませんでした。

ただ、我々の真意は損害賠償を請求することではありません。上記のとおり、鳥賀陽氏に「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」があったことを認めてもらい、その部分についてのみ謝罪を頂きたいのです。その際には、提訴をすぐに取り下げます。このことについては、既に弊社WEBサイトで12月21日に表明しております。



ニュース

- ・サトエリ「ナンパされまし
- ・妻夫木聡、僕は毎日幸
- ・リア・ディゾン、好きな日
- ・陣内智則・藤原紀香「披
- ・女優界も「ハニカミ王子
- ・『時効警察』、ナイトドラマ
- ・高島アナ3連覇！好きな

- ・エステティックサロン
- ・メンズエステサロン
- ・通販コスメランキング
- ・ダイエット食品ランキ
- ・サプリメントランキン
- ・フィットネスクラブ
- ・人材派遣会社ランキ

今後、烏賀陽氏から、ネガティブなご意見やご批評を頂いても弊社は甘受します。ただ、「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」に対しては、今後とも確固たる姿勢での確な措置を講じて参ります。

(12月25日 17時00分)

ユーザーコメント投稿

コメントをチェック!

このニュース記事に対してのコメントを残す事が出来ます。必ず記事内容に沿ったコメントを投稿して下さい。

コメントを投稿する

コメントを見る

注目リンク

今、注目のトピックスを紹介!

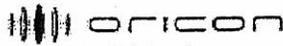
今週の注目動画! [今週の注目動画! 桜塚やっくんが...?! / UVERworld 新曲PV / 茅原実里 PVフル配信](#)

[白馬の王子様『王子様と言ったら、あのアーティスト、タレントが1位に...?!』](#)

[リア・ディゾン『キュートな魅力が満載! フォトギャラリー&PVは必見!』](#)

[L'Arc~en~Ciel『約2年ぶりの最新シングルについて語る! コメント&PVも必見』](#)

[aiko『ORICON STYLE初登場! aikoが感じる胸キュンでシアワセな瞬間とは!?!』](#)



最新の音楽やランキング、動画が盛りだくさん! 今すぐチェック!
[ニュース](#) | [ランキング](#) | [ミュージック](#) | [無料動画](#) | [ブログ](#) | [着うた®/着うたフル®](#)

- 人材紹介会社ランキン
- 自動車保険ランキン
- ネット証券ランキン
- クレジットカード会社
- 引越し会社ランキン
- 英会話スクールラン
- 大学受験 塾・予備校
- いい病院ランキン

RANKING
日本最大級のランキン

音楽業界でキャリアアップ
oricon 求人情報

JWord5周年記念☆

JWord 今だけ、
 買うとHMV
HMV ルに!

Kスタ×オリストコラボ

STUDIO 週末&祝日
 決まり! 出演する:
 報満載

期待度過去最高! 音楽

文豪夏目
 ちゃんを
 11日間
 っちゃん』

ドライブで聴きたい曲

ドライブで
 ング&ポ
 プミュージ
 みかたは、

人気急上昇のあの人に

「都市伝説
 キルバー
 関曉夫)か

2006年12月25日の最新ニュース

- ・ [コブクロの「東京タワー」主題歌、限定先行配信](#) (20時00分)
- ・ [山田邦子、サントリーホール出入り禁止!?](#) (19時00分)
- ・ [川嶋あい、第二の故郷で“希望”を奏でる!!](#) (19時00分)
- ・ [加藤ローサ、成人式以来の和服姿を披露](#) (18時00分)
- ・ [“ペーパー”加藤ローサ、これからは買い物も車で!?](#) (17時00分)

最新ニュース
 バックナンバー

- [05月26日~01日の最新ニュース](#)
- [05月19日~25日の最新ニュース](#)
- [05月12日~18日の最新ニュース](#)
- [05月05日~11日の最新ニュース](#)
- [04月28日~04日の最新ニュース](#)
- [04月21日~27日の最新ニュース](#)
- [04月14日~20日の最新ニュース](#)
- [04月07日~13日の最新ニュース](#)

ニュースページ、ランキングページのトラックバック機能が全てのユーザー様で利用いただけます。
 ※ご注意: ブログ記事内にオリコンスタイルサイト (<http://www.oricon.co.jp>) へのリンク記述が必要となります。オリコンブログをご利用の方は記述の必要はございません。

この記事に関するトラックバックを受け付け中。
 オリコンブログの登録はこちら ⇒ <http://blog.oricon.co.jp/DesignSelect.blog>

ゲーム

着メロ/着うた®

モニター募集

(1) 「烏賀陽氏は、長年に亘り、明らかな事実誤認に基づき、弊社のランキングの信用性が低いかのごとき発言を続けたことが背景にあります。」 「①『オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない』（烏賀陽氏発言）…②『オリコンは予約枚数をもカウントに入れている』（烏賀陽氏発言）…以上2つの発言につきまして、明らかな事実誤認に基づき弊社の名誉を毀損していることに対して提訴しています。」 「ジャーナリズムの名の下に、基本的な事実確認も行わず、弊社の長年の努力によって蓄積された信用・名誉が傷つけ、損なわれることを看過することはできないことからやむを得ず提訴に及んだ次第です。」

(2) 「弊社の真意は、烏賀陽氏が『事実誤認に基づく弊社への誹謗中傷』があったことを認め、その部分についてのみ謝罪をしていただきたいというものです。」 「今回の提訴は、烏賀陽氏が平成15年2月発売の週刊誌「AERA」において根拠不明のまま弊社を誹謗中傷したことが発端にあります。本年3月発売の月刊誌「サイゾー」においても、弊社のランキングに対しての『明らかな事実誤認に基づく発言』、すなわち『オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない』『オリコンは予約枚数をもカウントしている』というコメントを烏賀陽氏は寄せています。」

(別紙4の1)

謝 罪 広 告

年 月 日

鳥賀陽 弘道 様

オリコン株式会社

代表取締役 小池 恒

当社は、株式会社インフォバーンが発行する月刊誌「サイゾー」2006年4月号51頁の「ジャニーズは超VIP待遇!?事務所とオリコンの蜜月関係」と題する記事に掲載された鳥賀陽弘道氏のコメント（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている」「オリコンは統計手法をほとんど明らかにしない」などとするもの）について、当社の統計手法に向けられた「根拠なき中傷」であるとして、鳥賀陽氏に対し、東京地方裁判所に5000万円の損害賠償を求める訴訟を提起しました。

また、当社は、自らのホームページにおいて、上記の訴え提起について、鳥賀陽氏が「明らかな事実誤認に基づき」「ジャーナリズムの名の下に」「基本的な事実確認も行わず」「反訴被告の統計手法に向けられた根拠なき中傷」を「長年に亘り」「続けた」ことが原因である旨の発言をしました。

しかし、上記の訴訟提起は、当社において、本件コメントにつき名誉毀損の不法行為は成立しないことを知りながら、批判的な言論を抑圧ないし牽制するために、あえて、同誌の発行責任者である株式会社インフォバーンおよび同記事に文責がある同誌編集部を相手にせず、ひとり鳥賀陽氏のみを被告として訴えを提起し、裁判制度を濫用した違法なものでした。

当社は、上記のような訴え提起、およびホームページ上のコメントにより、鳥賀陽氏の名誉を著しく毀損し、多大な迷惑をかけたことを深くお詫びし、二度とこのような違法行為を行わないことを約束します。

(別紙4の2)

(1) 原告ホームページ1については、トップページに12ポイント以上の大きさの活字を用いて、かつ全体を枠線で囲む。

原告ホームページ2については、ニュースリリースの項に、PDFファイルで、12ポイント以上の大きさの活字を用いる。

(2) 記事欄の1頁全面を割いて、12ポイント以上の大きさの活字を用いる。

(別紙5の1)

「日本には、長くオリコンしかヒットチャートが存在しなかったため、その統計学的な正確さが過大評価されがちです。まず第一に、オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高いのです。『オリコン初登場1位』などという文言は、その後の宣伝に使えます。『オリコンの数字はある程度操作が可能だ』というレコード会社員の話も複数聞いたことがあります。そもそもオリコンは不思議な団体で、『オリコン独自の統計手法だ』と言い張ってその方法をほとんど明らかにしないんですよ。ふつうの統計調査は、その手法を細かく公開して、その信憑性に疑問が挟む余地がないことを強調するのが当たり前です。それをしないで公開されたデータは、統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものです。」

- (1) 「オリコンは予約枚数もカウントに入れている。予約だけ入れておいて後で解約するカラ予約が入っている可能性が高いのです。」
- (2) 「『オリコンの数字はある程度操作が可能だ』というレコード会社員の話も複数聞いたことがあります。」
- (3) 「そもそもオリコンは不思議な団体で、『オリコン独自の統計手法だ』と言い張ってその方法をほとんど明らかにしないんですよ。ふつうの統計調査は、その手法を細かく公開して、その信憑性に疑問が挟む余地がないことを強調するのが当たり前です。それをしないで公開されたデータは、統計学的な信用度が低いと自分で言っているようなものです。」

(別紙6の1)

オリコン独占去った後 チャートはどう読む?

出版本部 高橋陽弘 監

わが国で最大の影響力を持つヒットチャートといえば「オリコン」でしょう。新聞やテレビにもニュースに引用しますし、音楽業界の皆さんも「オリコン1位を目指す」とおっしゃる。影響力が大きいわりに、データの信頼性を問う声は今まで出てこなかった。07年の創設以来、レコード会社が発表する「出荷数」ではなく「店頭売り上げ」をカウントする組織がほかになかったからです。現在、カウント対象店は2万4千だとオリコンは公表しています。

ただ「オリコンの数字はあ



例えば、昨年12月に発売された浜崎あゆみのアルバム「RAINBOW」の1週目の売り上げ推計は、サウンドスキャンでは約74万枚なのに、オリコンでは約102万枚と、なんと28万枚弱ものズレがあります。オリコンの集計対象はPOS1500店、ファクス集計500店とコンビニが2万2千店。サウンドスキャンはPOSのみ300店。サウンドスキャンのチャートは「ミュージックフリーク」(http://www.acommy.com/music_freak/)でも閲覧可能。

「程度操作ができる」という噂はこれまでにもありました。小生も「同社発売の雑誌に広告を買った」「集計先レコード店から買い取りをする」等々と、「オリコン対策費」の存在を示唆するレコード会社員の話を耳にしたことがあります。が、検証は不可能でした。

この「オリコン独占体制」を崩したのが、05年に米国からやってきた「サウンドスキャン」です。その情報源は、レジ横のバーコード読みとり機が集計した「POSデータ」なにも実際にレジでカネが支払われたCDの数だけを、そのチェーン店と契約のうえ、ホストコンピュータから取得してカウントする。さらには大統領選挙の出口調査から生まれたこのシステム、一店でも買い占めと思いきや自然な数字が集計されると、警告マークが出て自動的に統計から除外してしまう。人為的な操作が入り込むすき間がないのです。米国の音楽チャート誌「ビルボード」は01年からこのデータを使っています。

サウンドスキャンとの比較で初めて、オリコンには独特の「癖」があることがわかりました。例えばサウンドスキャンジャパンにより「浜崎あゆみ、桑田佳祐、田中真弓」レコード会社の看板スターガアルバムを発売すると、

「1週目のオリコンの数字はなぜがサウンドスキャンより高めに出る。2週間から降下し、だいたい20週間の売上数でPOSデータと合致するのだそうです。1週目のオリコン売上数はレコード会社が宣伝材料に使いますから、なにかが動くりたくもありません。オリコン側に聞いたら「マトケティング方法、協力店数や対象店の違いではないか」「対策費による影響は一切ない」と一蹴を打ましたが、**実**はサウンドスキャンの親会社は、傘下にレコード会社を抱える日本ビクター。そう、かつては甘めの数字で満足していたレコード会社も、今やサウンドスキャンを無視できなくなった。08年をピークにCDの売り上げが急落する昨今、甘めのチャートではじいたCDを出荷したあけく、膨大な返品の高を抱えることになったからです。限られた売り場にどの商品を仕入れるべきか頭を悩ませるCD店もまだしかり。

今ではサウンドスキャンのデータは「日経エンタテインメント」誌にも掲載されています。実は、オリコンの独占的権威はとくに終わっていったのです。これからは、オリコンとサウンドスキャンのチャートと比較するのが正確なのかもしれません。

- (1) 「『オリコンの数字はある程度操作ができる』という噂はこれまでもありました。小生も『同社発売の雑誌に広告を買った』『集計先レコード店から買い取りをする』等々と、『オリコン対策費』の存在を示唆するレコード会社員の話を目にしたことがあります…」

- (2) 「(サウンドスキャン)の情報源は、レジ横のバーコード読みとり機が集計した『POSデータ』。なにせ実際にレジでカネが支払われたCDの数だけを、そのチェーン店と契約のうえ、ホストコンピューターから取得してカウントする。さらには大統領選挙の出口調査から生まれたこのシステム、一店でも買い占めと思しき不自然な数字が集計されると、警告マークが出て自動的に統計から除外してしまう。人為的な操作が入り込むすき間がないのです。」
「サウンドスキャンとの比較で初めて、オリコンには独特の『癖』があることがわかりました。例えばサウンドスキャンジャパンによりますと、…レコード会社の看板スターがアルバムを発売すると、第1週のオリコンでの数字はなぜかサウンドスキャンより高めに出る。…1週目のオリコン売上数はレコード会社が宣伝材料に使いますから、なんだか勘ぐりたくもなります。」

これは正本である。

平成 20 年 4 月 22 日

東京地方裁判所民事第 12 部

裁判所書記官 安藤 健



控 訴 状

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

損害賠償等請求控訴事件（反訴損害賠償請求事件）

訴訟物の価額

金 1 2 1 0 万円

（金 1 0 0 万円 + 金 1 1 1 0 万円）

貼用印紙額

金 ~~9万9000円~~ 8万8000円

（金 1 万 5 0 0 0 円 + 金 8 万 4 0 0 0 円）

予納郵券額

金 8 8 5 0 円

前記当事者間の東京地方裁判所平成18年（ワ）第25832号損害賠償等請求事件、平成19年（ワ）第2665号反訴損害賠償請求事件について、2008年（平成20年）4月22日判決の言渡しがあり、同年同月同日判決正本の原本を受領したが、控訴人は、前記判決のうち、全部につき、不服であるから、控訴を提起する。

第一審判決の主文の表示

- 1 本訴被告（反訴原告）は、本訴原告（反訴被告）に対し、100万円及びこれに対する平成18年3月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 本訴原告（反訴被告）のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 本訴被告（反訴原告）の反訴請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴とも、これを6分し、その5を本訴原告（反訴被告）の負担とし、その余を本訴被告（反訴原告）の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決のうち、控訴人敗訴部分を取消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金1100万円及びこれに対する平成18年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、被控訴人のホームページである「oricon STYLE」(<http://www.oricon.co.jp/>)に掲載された別紙3の1(1)ないし(3)記載の各記事をいずれも削除せよ。
- 4 被控訴人は、控訴人に対し、別紙4の1記載のとおりの謝罪広告を、同4の2(1)記載の要領により、被控訴人のホームページである「oricon」(<http://www.oricon.jp/>)及び被控訴人のホームページである「oricon STYLE」(<http://www.oricon.co.jp/>)にそれぞれ1か月間掲載せよ。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、別紙4の1記載のとおりの謝罪広告を、同4の2(2)記載の要領により、被控訴人発行の雑誌「ORIGINAL CONFIDENCE」に1回掲載せよ。
- 6 ~~を~~ 被控訴人の本訴請求を、いずれも棄却する。
7. ~~を~~ 訴訟費用は、第一審、第二審の分とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

控 訴 の 理 由

追って、準備書面にて明らかにする。

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
| 1 資格証明書 | 1 通 |

2008年(平成20年)5月2日

前記控訴人訴訟代理人

弁 護 士 飯 田 正 剛

東京高等裁判所
民事部 御 中

当 事 者 目 録

〒144-0053

東京都大田区蒲田本町二丁目24番7の301号

控 訴 人 烏 賀 陽 弘 道

(送達場所)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門五丁目12番13号 白井ビル3階

飯 田 正 剛 法 律 事 務 所

TEL 03 (3578) 8284

FAX 03 (3578) 8286

前 記 控 訴 人 訴 訟 代 理 人

弁 護 士 飯 田 正 剛

〒106-0032

東京都港区六本木六丁目8番10号

被 控 訴 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

オ リ コ ン 株 式 会 社

小 池 恒



チケット ゲーム RSS 恋愛

WEB全体 サイト内 ブログ アーティスト CDタイトル タイアップ曲 着うた



水口さん (54才)

「サンシャイン」富士見塚千恵
シズハート7年目
株、西村吉奈美、高
中生の娘がいる
結婚ロマンティスト。

VOL.3 アルバイトで身に付けた特技

「サンシャイン」富士見塚千恵
共働きの
「気持ちす
る」とイジる大気茶



刈谷店長 (38才)



エンタテインメントランキング 音楽ランキング 音楽ニュース 芸能ニュース TV・CM・映画ニュース デビューニュース 特ダネ

こんな新入社員はイヤ！NG新入社員ランキング！

現在地:ホーム>ニュー

事実誤認に基づく弊社への名誉毀損について

本日、一部報道にありました「ライター鳥賀陽弘道氏への提訴」について弊社の見解を述べさせていただきます。直接的な原因は、鳥賀陽氏の(株)インフォバーン発行の「サイゾー」4月号における明らかな事実誤認に基づく以下の2つの発言にあります。また、鳥賀陽氏は、長年に亘り、明らかな事実誤認に基づき、弊社のランキングの信用性が低いかのごとき発言を続けたことが背景にあります。

①「オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない」(鳥賀陽氏発言)

弊社は、調査方法について昭和43年のランキング開始時以来明示しています。またその調査店についても平成15年7月以降、弊社のWEBサイト、雑誌等のメディアにおいて開示しています(3,020店)。さらに、調査方法については、他社メディアの取材にも応じています。

②「オリコンは予約枚数をもカウントに入れている」(鳥賀陽氏発言)

昭和43年のランキングの開始時から今まで予約枚数をカウントしたことはありません。

以上2つの発言につきまして、明らかな事実誤認に基づき弊社の名誉を毀損していることに対して提訴しています。

申し上げるまでもなく、弊社が発表するランキングは、弊社事業の中核を担うものであり、明らかな事実誤認に基づいた報道によって、その信用性が低いとの印象が社会的に浸透するならば、弊社の事業に多大な影響を与えることにもなりかねません。

鳥賀陽氏は、弊社からの平成18年6月23日付け内容証明郵便の中での「サイゾーの記事のとおり発言ないし指摘をされているのでしょうか」という問いに対し、平成18年6月30日付けのFAXにて「自分が電話でサイゾー編集者の質問に答え、編集者が発言を文章にまとめました。まとめたコメントはメールで自分に打ち返され、修正・編集を加え、若干の意見交換ののち掲載の形にまとめられました」(同氏からのFAX原文)と回答してきています。このように、鳥賀陽氏は、発言は自分が責任をもって行ったものと明言されています。

鳥賀陽氏は、同様の発言を他のメディアでも行っており、同氏の発言の社会的影響力は決し



ニュース

- ・サトエリ「ナンバされまし」
- ・妻夫木聡、僕は毎日幸せ
- ・リア・ディゾン、好きな日
- ・陣内智則・藤原紀香「披露」
- ・女優界も「ハニカミ王子」
- ・『時効警察』、ナイトドラマ
- ・高島アナ3連覇！好きな

- エステティックサロン
- メンズエステサロン
- 通販コスメランキング
- ダイエット食品ランキング
- サプリメントランキング
- フィットネスクラブ
- 人材派遣会社ランキング

て小さいものではありません。

社会的信用とは長年の不断的努力によって成されるものと確信しています。ジャーナリズムの名の下に、基本的な事実確認も行わず、弊社の長年の努力によって蓄積された信用・名誉が傷つけ、損なわれることを看過することはできないことからやむを得ず提訴に及んだ次第です。

この度の提訴はあくまで鳥賀陽氏によって毀損された弊社の名誉を回復するための措置であることをご理解ください。

(12月19日 12時00分)

ユーザーコメント投稿

コメントをチェック!

このニュース記事に対してのコメントを残す事が出来ます。必ず記事内容に沿ったコメントを投稿して下さい。

コメントを投稿する

コメントを見る

注目リンク

今、注目のトピックスを紹介!

今週の注目動画! 今週の注目動画! 桜塚やっくんが...?! / UVERworld新曲PV / 茅原実里 PVフル配信

白馬の王子様「王子様と言ったら、あのアーティスト、タレントが1位に...?!」

リア・ディゾン「キュートな魅力が満載! フォトギャラリー&PVは必見!!」

L'Arc~en~Ciel「約2年ぶりの最新シングルについて語る! コメント&PVも必見!」

aiko「ORICON STYLE初登場! aikoが感じる胸キュンでシアワセな瞬間とは!?!」

ORICON

最新の音楽やランキング、動画が盛りだくさん! 今すぐチェック!

ニュース | ランキング | ミュージック | 無料動画 | ブログ | 着うた@/着うたフル

2006年12月19日の最新ニュース

- ・ 寺島しのぶ、丸の内OL500人に“不倫”を指南!? (20時00分)
- ・ 磯山さやか、「申し訳ないくらい可愛い」衣装を披露! (20時00分)
- ・ 有線大賞新人賞、かりゆし58の素顔 (20時00分)
- ・ 青木さやか、フジ・アナウンサーをプロデュース! (19時00分)
- ・ 『ジョジョの奇妙な冒険』初映画化主題歌はSOUL'd OUTに決定 (19時00分)

最新ニュース
バックナンバー

05月26日~01日の最新ニュース

05月19日~25日の最新ニュース

05月12日~18日の最新ニュース

05月05日~11日の最新ニュース

04月28日~04日の最新ニュース

04月21日~27日の最新ニュース

04月14日~20日の最新ニュース

04月07日~13日の最新ニュース

- 人材紹介会社ランキング
- 自動車保険ランキング
- ネット証券ランキング
- クレジットカード会社
- 引越し会社ランキング
- 英会話スクールラン:
- 大学受験 塾・予備校
- いい病院ランキング

RANKING
日本最大級のランキング

音楽業界でキャリアアップ
oricon 求人情報

JWord5周年記念☆

JWord. 今だけ、ま
買うとHMP
ルに!

HMV

Kスタ×オリスタコラボ

週末&祝日
決まり!お
出演する:
報済載

STUDIO

期待度過去最高! 音楽

文豪夏目
ちゃんを
11日間を1
つつちゃん!

ドライブで聴きたい曲ラ

ドライブで
ング&ポ
ブミュージ
みかたは、

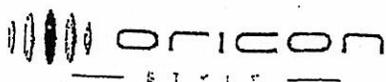
人気急上昇のあの人に

「都市伝説
キルバー
関曉夫)カ

ゲーム

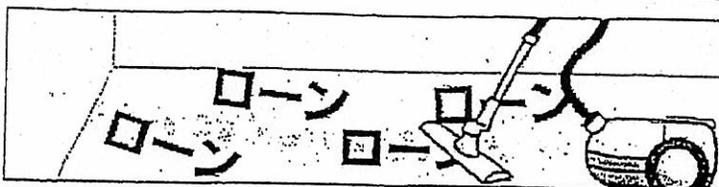
着メロ/着うた@

モニター募集



チケット ゲーム RSS 恋愛

WEB全体 サイト内 ブログ アーティスト CDタイトル タイアップ曲 着うた



エンタテインメントランキング 音楽ランキング 音楽ニュース 芸能ニュース TV・CM・映画ニュース デビューニュース 時...

さんま、店長&同僚、ダブルでランキングTOPに!

現在地:ホーム>ニュー...

「ライター鳥賀陽弘道氏への提訴」について

平成18年12月21日
オリコン株式会社
代表取締役社長 小池恒

一部報道にあった「ライター鳥賀陽弘道氏への提訴」につきまして、弊社の真意を社を代表して述べさせていただきます。弊社の真意は、鳥賀陽氏が「事実誤認に基づく弊社への誹謗中傷」があったことを認め、その部分についてのみ謝罪をしていただきたいというものです。

今回の提訴は、鳥賀陽氏が平成15年2月発売の週刊誌「AERA」において根拠不明のまま弊社を誹謗中傷したことが発端にあります。本年3月発売の月刊誌「サイン」においても、弊社のランキングに対しての「明らかな事実誤認に基づく発言」、すなわち「オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない」「オリコンは予約枚数をもカウントしている」というコメントを鳥賀陽氏は寄せています。弊社が問題にしている「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」は鳥賀陽氏のコメント部分のみに掲載されていました。弊社が鳥賀陽氏に宛てた内容証明郵便に対する回答FAXの中で、鳥賀陽氏は、ご自身でコメントの内容を修正・編集された旨を述べております。これが鳥賀陽氏への提訴に及んだ理由です。また、鳥賀陽氏のマスコミへの影響力が決して小さくないことも我々は考慮に入れざるを得ませんでした。

弊社にとってランキングの信用は最も大切なものです。通常、ネガティブなご意見やご批評でも、基本的にそれを甘受いたします。ただ、「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」に対しては、価値を守るためにその防衛に立ち上がります。

どんな企業も、主力商品を事実誤認に基づき誹謗中傷されれば、防衛に立ち上がるのではないのでしょうか。言い方を換えれば、それは義務であるとさえ言えます。

個人にとっても同じです。自分にとって一番大切なものが、事実誤認に基づき攻撃されるならば、防衛せざるを得ないのではないですか？

ただ、我々の真意はお金ではありません。個人攻撃でもありません。上記のとおり、鳥賀陽氏に「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」があったことを認めてもらい、その部分についてのみ謝罪をして頂きたいだけです。その際には、提訴をすぐに取り下げます。

今後、鳥賀陽氏から、ネガティブなご意見やご批評を頂いても弊社は甘受します。鳥賀陽氏に



ニュース

- ・サトエリ「ナンバされまし
- ・妻夫木聡、僕は毎日幸
- ・リア・ディゾン、好きな日
- ・陣内智則・藤原紀香「被
- ・女優界も「ハニカミ王子
- ・『時効警察』、ナイトドラ
- ・高島アナ3連覇！好きな

- エステティックサロン
- メンズエステサロンラ
- 通販コスメランキング
- ダイエット食品ランキ
- サプリメントランキン
- フィットネスクラブラン
- 人材派遣会社ランキ

限らずこれは全てのメディアに対しても同じ姿勢です。

ただ、「事実誤認に基づく誹謗中傷」に対しては、今後とも、確固たる姿勢での確かな措置を講じて参ります。

我々にとってオリコンランキングの信用性は一番大切なものです。どうぞご理解ください。

(12月21日 13時00分)

ユーザーコメント投稿

コメントをチェック!

このニュース記事に対してのコメントを残す事が出来ます。必ず記事内容に沿ったコメントを投稿して下さい。

コメントを投稿する

コメントを見る

注目リンク

今、注目のトピックスを紹介!

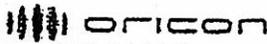
今週の注目動画! 今週の注目動画! 桜塚やっくんが...?! / UVERworld新曲PV / 茅原実里 PVフル配信

白馬の王子様「王子様と言ったら、あのアーティスト、タレントが1位に...?!」

リア・ディゾン「キュートな魅力が満載! フォトギャラリー & PVは必見!!!」

L'Arc~en~Ciel「約2年ぶりの最新シングルについて語る! コメント & PVも必見!」

aiko「ORICON STYLE初登場! aikoが感じる胸キュンでシアワセな瞬間とは!?!」



最新の音楽やランキング、動画が盛りだくさん! 今すぐチェック!

ニュース | ランキング | ミュージック | 無料動画 | ブログ | 着うた@ / 着うたフル@

2006年12月21日の最新ニュース

- ・ 宇多田ヒカル、あの感動のステージがDVDで!!! (22時00分)
- ・ 桜塚やっくん、男性部門での受賞に納得!? (21時00分)
- ・ デビュー25周年を迎えたスターダスト・レビューが六本木でフリーライブ! (21時00分)
- ・ 制服美少女たちと過ごすクリスマスイヴ (20時00分)
- ・ 福岡発の「ケイタク」が川崎に挑む! (19時00分)

最新ニュース
バックナンバー

05月26日~01日の最新ニュース

05月19日~25日の最新ニュース

05月12日~18日の最新ニュース

05月05日~11日の最新ニュース

04月28日~04日の最新ニュース

04月21日~27日の最新ニュース

04月14日~20日の最新ニュース

04月07日~13日の最新ニュース

- 人材紹介会社ランキング
- 自動車保険ランキング
- ネット証券ランキング
- クレジットカード会社
- 引越し会社ランキング
- 英会話スクールランキング
- 大学受験 塾・予備校
- いい病院ランキング

RANKING
日本最大級のランキング

音楽業界でキャリアアップ
oricon 求人情報

JWord5周年記念

JWord= 今だけ、
買うとHMP
ルに!

Kスタ x オリスタ コラボ!

週末 & 祝日
決まり! 出演する:
報満戦

期待度過去最高! 音楽

文豪夏目
ちゃん」を
11日間を1
っちゃん」

ドライブで聴きたい曲ラ

ドライブで
ング & ポ
ブミュージ
みかたは、

人気急上昇のあの人に

「都市伝説
キルバー
関暁夫)が

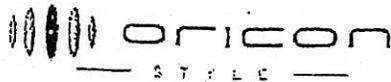
ゲーム

着メロ/着うた@

ORICON モニター募集

ニュースページ、ランキングページのトラックバック機能が全てのユーザー様で利用いただけます。
※ご注意: ブログ記事内にオリコンスタイルサイト(http://www.oricon.co.jp)へのリンク記述が必要となります。オリコンブログをご利用の方は記述の必要はございません。

この記事に関するトラックバックを受け付け中。



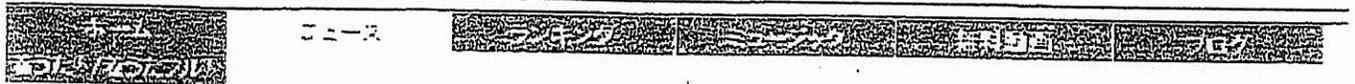
チケット ゲーム RSS 恋愛

WEB全体 サイト内 ブログ アーティスト CDタイトル タイアップ曲 新うた

FUJITSU



FMVがお得に!



エンタテインメントランキング 音楽ランキング 音楽ニュース 芸能ニュース TV・CM・映画ニュース デビューニュース

男性必見! 究極のモテスーツはこのカラー!

現在地: ホーム > ニュース

事実誤認に基づく名誉毀損行為に対する提訴について(プレスリリース)

平成18年12月25日

オリコン株式会社

代表取締役社長 小池恒

一部報道にあった「ライター鳥賀陽氏への提訴」につきまして、改めて以下に弊社の見解を述べさせていただきます。

弊社は、ライター鳥賀陽弘道氏を、11月17日付で東京地裁に提訴いたしました。訴訟内容は、事実誤認に基づく名誉毀損行為に対する損害賠償ならびに謝罪の請求です。ただ、弊社の真意は、「明らかな事実誤認に基づく弊社への誹謗中傷」があったことを鳥賀陽氏に認めていただき、その部分についてのみ謝罪をしていただきたいと思いますというものです。

今回の提訴は、鳥賀陽氏が平成15年2月発売の週刊誌「AERA」のご自身の記名記事において根拠不明のまま弊社を誹謗中傷したことが発端にあります。本年3月発売の月刊誌「サイゾー」においても、弊社のランキングに対しての「明らかな事実誤認に基づく発言」、すなわち「オリコンは調査方法をほとんど明らかにしていない」「オリコンは予約枚数をもカウントしている」というコメントを鳥賀陽氏は寄せています。弊社は創業以来、調査方法を明示しています。調査店についても平成15年7月以降、WEBを含む弊社メディアで開示していますし、他社への取材にも応じています。また、創業時より予約枚数をカウントしたことはありません。弊社が問題にしている「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」は、鳥賀陽氏のコメント部分のみに掲載されていました。弊社が鳥賀陽氏に宛てた内容証明郵便に対する回答FAXの中で、鳥賀陽氏は、ご自身でコメントの内容を修正・編集された旨を述べており、自分が責任をもって行った発言と明言されています。これが鳥賀陽氏への提訴に及んだ理由です。また、鳥賀陽氏のマスコミへの影響力が決して小さくないことも我々は考慮に入れざるを得ませんでした。

ただ、我々の真意は損害賠償を請求することではありません。上記のとおり、鳥賀陽氏に「明らかな事実誤認に基づく誹謗中傷」があったことを認めてもらい、その部分についてのみ謝罪を頂きたいのです。その際には、提訴をすぐに取り下げます。このことについては、既に弊社WEBサイトで12月21日に表明しております。



ニュース

- ・サトエリ「ナンバされまし」
- ・妻夫木聡、僕は毎日幸
- ・リア・ディゾン、好きな日
- ・陣内智則・藤原紀香「披
- ・女優界も「ハニカミ王子」
- ・『時効警察』、ナイトドラ
- ・高島アナ3連覇! 好きな

- ・エステティックサロン
- ・メンズエステサロンラ
- ・通販コスメランキング
- ・ダイエット食品ランキ
- ・サプリメントランキン
- ・フィットネスクラブラン
- ・人材派遣会社ランキ

今後、鳥賀陽氏から、ネガティブなご意見やご批評を頂いても弊社は甘受します。ただ、「明らかな専業誤認に基づく誹謗中傷」に対しては、今後とも確固たる姿勢での確な措置を講じて参ります。

(12月25日 17時00分)

ユーザーコメント投稿

コメントをチェック!

このニュース記事に対してのコメントを残す事が出来ます。必ず記事内容に沿ったコメントを投稿して下さい。

コメントを投稿する

コメントを見る

注目リンク

今、注目のトピックスを紹介!

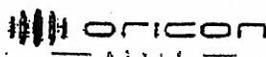
今週の注目動画! 今週の注目動画! 桜塚やっくんが...?! / UVERworld新曲PV / 茅原実里 PVフル配信

白馬の王子様「王子様と当たたら、あのアーティスト、タレントが1位に...?!」

リア・ディゾン「キュートな魅力が満載! フォトギャラリー&PVは必見!!」

L'Arc~en~Ciel「約2年ぶりの最新シングルについて語る! コメント&PVも必見!」

aiko「ORICON STYLE初登場! aikoが感じる胸キュンでシアワセな瞬間とは!?!」



最新の音楽やランキング、動画が盛りだくさん! 今すぐチェック!

ニュース | ランキング | ミュージック | 無料動画 | ブログ | 着うた@/着うたフル@

- 人材紹介会社ランキング
- 自動車保険ランキング
- ネット証券ランキング
- クレジットカード会社
- 引越し会社ランキング
- 英会話スクールラン
- 大学受験 塾・予備校
- いい病院ランキング

RANKING
日本最大級のランキング

音楽業界でキャリアアップ
oricon 求人情報

JWord5周年記念☆

JWord. 今だけ、お買うとHMVルに!

Kスタ×オリスタコラボ

週末&祝日 決まり! お出演する: 報満載

期待度過去最高! 音楽

文豪夏目「ちゃん」を11日間を「つちゃん」

ドライブで聴きたい曲ラン

バックナンバー

ドライブでソング&ポプミュージックみかたは、

人気急上昇のあの人に

「都市伝説キルバー 関暁夫」か

2006年12月25日の最新ニュース	
・ <u>ゴブクロの「東京タワー」主題歌、限定先行配信</u> (20時00分)	
・ <u>山田邦子、サントリーホール出入り禁止!?</u> (19時00分)	
・ <u>川嶋あい、第二の故郷で「希望」を奏でる!!</u> (19時00分)	
・ <u>加藤ローサ、成人式以来の和服姿を披露</u> (18時00分)	
・ <u>「ペーパー」加藤ローサ、これからは買い物も車で!?</u> (17時00分)	

最新ニュース バックナンバー	
05月26日~01日の最新ニュース	
05月19日~25日の最新ニュース	
05月12日~18日の最新ニュース	
05月05日~11日の最新ニュース	
04月28日~04日の最新ニュース	
04月21日~27日の最新ニュース	
04月14日~20日の最新ニュース	
04月07日~13日の最新ニュース	

ニュースページ、ランキングページのトラックバック機能が全てのユーザー様で利用いただけます。 ※ご注意: ブログ記事内にオリコンスタイルサイト(http://www.oricon.co.jp)へのリンク記述が必要となります。オリコンブログをご利用の方は記述の必要はございません。

この記事に関するトラックバックを受け付け中。 オリコンブログの登録はこちら => <http://blog.oricon.co.jp/DesignSelect.blog>

- ゲーム
- 着メロ/着うた@
- ORICON モニター募集

(別紙4の1)

謝罪広告

年 月 日

鳥賀陽 弘道 様

オリコン株式会社

代表取締役 小池 恒

当社は、株式会社インフォバーンが発行する月刊誌「サイゾー」2006年4月号51頁の「ジャニーズは超VIP待遇!?事務所とオリコンの蜜月関係」と題する記事に掲載された鳥賀陽弘道氏のコメント（「オリコンは予約枚数もカウントに入れている」「オリコンは統計手法をほとんど明らかにしない」などとするもの）について、当社の統計手法に向けられた「根拠なき中傷」であるとして、鳥賀陽氏に対し、東京地方裁判所に5000万円の損害賠償を求める訴訟を提起しました。

また、当社は、自らのホームページにおいて、上記の訴え提起について、鳥賀陽氏が「明らかな事実誤認に基づき」「ジャーナリズムの名の下に」「基本的な事実確認も行わず」「反訴被告の統計手法に向けられた根拠なき中傷」を「長年に亘り」「続けた」ことが原因である旨の発言をしました。

しかし、上記の訴訟提起は、当社において、本件コメントにつき名誉毀損の不法行為は成立しないことを知りながら、批判的な言論を抑圧ないし牽制するために、あえて、同誌の発行責任者である株式会社インフォバーンおよび同記事に文責がある同誌編集部を相手にせず、ひとり鳥賀陽氏のみを被告として訴えを提起し、裁判制度を濫用した違法なものでした。

当社は、上記のような訴え提起、およびホームページ上のコメントにより、鳥賀陽氏の名誉を著しく毀損し、多大な迷惑をかけたことを深くお詫びし、二度とこのような違法行為を行わないことを約束します。

(別紙4の2)

(1) 原告ホームページ1については、トップページに12ポイント以上の大きさの活字を用いて、かつ全体を枠線で囲む。

原告ホームページ2については、ニュースリリースの項に、PDFファイルで、12ポイント以上の大きさの活字を用いる。

(2) 記事欄の1頁全面を割いて、12ポイント以上の大きさの活字を用いる。

受 付 票

平成20年 (ワ) 号
(ト) 号
(チ) 号
(リ) 号
(ヌ) 号
(ヘ) 号
1098 号

東京地方裁判所民事第 12 部担当

受付年月日 平成20年5月2日

ご注意

- 1 裁判所への来庁、連絡等の際には必ず事件番号を申し出てください。
- 2 この事件についてのお問い合わせは、直接担当部へお願いします。
各部のダイヤルイン番号は、下記のとおりです。

民事部ダイヤルイン電話番号一覧

第1部 (03) 3581-5651	第26部 (03) 3581-5706
第2部 (03) 3581-5652	第27部 (03) 3581-5433・5707
第3部 (03) 3581-0497	第28部 (03) 3581-5828
第4部 (03) 3581-5904	第29部 (03) 3581-3569
第5部 (03) 3581-5605	第30部 (03) 3581-6040
第6部 (03) 3581-5906	第31部 (03) 3581-5941
第7部 (03) 3581-1144	第32部 (03) 3581-5932
第8部 (03) 3581-5787(弁論・保全)	第33部 (03) 3581-5933
(03) 3581-5786(非訟)	第34部 (03) 3581-1145
第9部 (03) 3581-3402(発令)	第35部 (03) 3581-5935
(03) 3581-3456(弁論・代替執行)	第36部 (03) 3581-6036
第10部 (03) 3581-5920	第37部 (03) 3581-5837
第11部 (03) 3581-5971	第38部 (03) 3581-5938
第12部 (03) 3581-5812	第39部 (03) 3581-5859
第13部 (03) 3581-5653	第40部 (03) 3581-3570
第14部 (03) 3581-5814	第41部 (03) 3581-5841
第15部 (03) 3581-5955	第42部 (03) 3581-5872
第16部 (03) 3581-5766	第43部 (03) 3581-5943
第17部 (03) 3581-6017	第44部 (03) 3581-5644
第18部 (03) 3581-5868	第45部 (03) 3581-5645
第19部 (03) 3581-6019・5909	第46部 (03) 3581-3571
第20部 (03) 3581-3482	第47部 (03) 3581-3572
第22部 (03) 3581-5721	第48部 (03) 3581-5948
第23部 (03) 3581-5923	第49部 (03) 3581-5849
第24部 (03) 3581-5924	第50部 (03) 3581-6060
第25部 (03) 3581-5965・1146	